

平成25年 3 月和水町議会定例会会議録

平成25年 3 月 8 日和水町議会第 1 回定例会を議場に招集された。

1. 平成25年 3 月 8 日午前10時00分招集

2. 平成25年 3 月 8 日午前10時00分開会

3. 平成25年 3 月 8 日午後 4 時31分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長	徳 永 壽	会 計 管 理 者	徳 永 宣 久
兼 住 民 課 長	山 下 仁	建 設 課 長	杉 本 章 一
企 画 課 長	坂 本 政 明	税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘
経 済 課 長	堤 一 徳	学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司
健康福祉課長	有 富 孝 一	町立病院事務長	池 田 宝 生
社会教育課長	石 原 恵 一	事 業 課 長	松 尾 憲 成
特別養護老人ホーム施設長	高 木 洋一郎		
福 祉 課 長			

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告及び施政方針
- 日程第5 議案第7号 和水町課設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第8号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 和水町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第11号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 和水町地域生活支援事業利用料条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 和水町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第15号 和水町産業廃棄物処理施設地域振興策基金条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 和水町簡易水道条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 和水町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 和水町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 和水町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 和水町道路標識に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 和水町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第24号 和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 平成25年度和水町一般会計予算
- 日程第25 議案第27号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第26 議案第28号 平成25年度和水町介護保険事業会計予算
- 日程第27 議案第29号 平成25年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第28 議案第30号 平成25年度和水町住宅用地造成事業会計予算
- 日程第29 議案第31号 平成25年度和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第30 議案第32号 平成25年度和水町下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第33号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第32 議案第34号 平成25年度和水町春富財産区特別会計予算

- 日程第33 議案第35号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第34 議案第36号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算
日程第35 議案第37号 平成24年度和水町一般会計補正予算（第7号）
日程第36 議案第38号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
日程第37 議案第39号 平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
日程第38 議案第40号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
日程第39 議案第41号 平成24年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第40 議案第42号 平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算
（第1号）
日程第41 議案第43号 平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
日程第42 議案第44号 平成24年度国民健康保険 和水町立病院事業会計補正予算
（第4号）
日程第43 議案第45号 指定管理者の指定について
日程第44 議案第46号 町道の道路認定について
日程第45 陳情等の常任委員会付託について
-

開会・開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまから、平成25年3月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、古閑修一君、5番、荒木政士君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの11日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成25年和水町議会3月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する最も重要な議会でありまして、提出された諸議案は条例の制定や一部改正、平成25年度当初予算案及び平成24年度補正予算案等計40件を数え、町民生活に重大な関連のある、かつその内容も多種多様にわたるものでございます。町政の運営方針につきましては、後刻町長から説明がありますが、議会といたしましては、全町民の福祉増進の見知から十分に審議をつくり、町民の要望を町の諸施策に反映すべく努力したいと存ずるものでございます。

議員各位には、十分御自愛の上、議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下、教育委員会の説明の出席を要請しております。

諸般の報告、12月定例議会後の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計の出納検査の状況は、別紙のとおりお手元に配付のとおりです。以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

次に、有明広域行政事務組合議会から報告の申し出がありましたので報告を求めます。

有明広域行政事務組合議会議員 荒木拓馬君

○有明広域行政事務組合議会議員（荒木拓馬君） おはようございます。

それでは、有明広域行政事務組合活動について報告をさせていただきます。

ちょっとすみません。

はじめに、議会活動について説明をします。

平成24年有明広域行政事務組合議会活動概要を配付いたしておりますので、ごらん願います。

平成24年の組合議会におきましては、定例会が3回開催されております。

第1回組合議会におきましては、平成24年2月27日、午前10時より開催し、表記のとおり議案1号から議案5号を審議しております。

内容としたしましては、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定、消防手数料条例の一部を改正、組合火災予防条例の一部改正、そして平成23年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算及び平成24年度有明広域行政事務組合一般会計予算と計5議案でございます。

次に、平成24年第2回組合議会がございますが、同年7月27日、午前10時より開催し、議案につきましては、上記のとおり議案第6号から議案第10号を審議いたしております。

はじめに報告第1号として、平成23年度組合繰越明許費繰越計算書の報告、次に議案第6号として、専決処分事項の承認、次に火災予防条例の一部改正、そして財産の取得が2件、最後に平成24年度組合一般会計補正予算の計6案件でございます。

次に、平成24年第3回組合議会がございますが、同年11月26日、午前10時より開催しております。案件としては、2議案で組合一般会計決算の認定、組合一般会計補正予算でございます。

以上が、平成24年組合議会に関する報告となります。次のページ以降におきましては、正副議

長及び正副議会運営委員長合同会議、議会運営委員会、全協、議会研修関係を載せておりますので、あとで目を通していただければと思います。

次に、平成25年度組合一般会計予算の主な内容について説明をいたします。

平成25年度の当初予算につきましては、予算の総額は46億5,691万6,000円、平成24年度と比較いたしますと、3億1,461万1,000円の増額で、率にして6.76%の増でございます。増額となりました主な要因は、消防部局におきまして新荒尾消防署庁舎建設工事事業などによるものでございます。この事業は、23年度から中長期的な主要事業として実施されており、本年度におきましては、建設予定地の造成及び本体工事を実施するというものでございます。また、事務局部局におきましては、総務課で効率的な人事管理及び職員研修の強化、結婚支援事業の充実強化、省エネ対策の推進、介護保険課においては介護認定審査業務及び自立支援業務について従来どおり公正で適切な審査ということで行ってまいりたいということでございます。

最後に業務管理下においては、施設の老朽化に伴う修繕計画強化の実施、環境フェスタを通してのリサイクル及びごみ減量化の啓発が事務局部局の主要事業としてあげられております。それを達成するための予算が計上されております。以上、有明広域行政事務組合の議会活動状況及び平成25年度当初予算についてかいつまんで説明させていただきました。

これをもって、有明広域行政事務組合議会報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 以上で、有明広域行政事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 行政報告及び施政方針

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、行政報告及び施政方針の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） それでは、施政方針、御説明申し上げます。

本日は、平成25年3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に、御参集賜り誠にありがとうございます。

皆様方には、平素より和水町の理念であります夢あふれ、人と地域が輝く町を目指し、行財政運営につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、東日本大震災の発生からこのあと2日後11を待ち、丸2年を迎えることになります。被災地では復興に向けた取り組みが進められているものの、いまだ応急仮設住宅での生活が続いており、なおも厳しい状況が続く中、助け合いそして支え合いの気持ちを強化し、絆を掲げ困難に立ち向かっている姿に心打たれる思いであります。一日も早い復旧・復興を皆様方とともに願うものでございます。

また、昨年12月16日に行われました衆議院選挙においては、政権が交代なされ、第2次安倍内閣がスタートいたしております。数々の重要課題が重なる中、昨今のT P P問題などを私ども地方は何かと心配の多い状況であります。いち早く解決を見いだし、安定した社会経済情勢が生まれることを望み、注視しながら当和水町の行政課題に立ち向かっていかなければならないと考えております。なおも今日金融財政危機の状況が厳しいものと受け止めなければならず、小中学校

統廃合事業の膨大な予算も含め、東日本大震災復興を思いますときに、今後においてもしっかりと行財政基盤の構築に力をそそいでまいりたいと考えております。

そこで、今回提案申し上げますそれぞれの歳入歳出ともに細部にわたり検討を行い、特に歳出抑制に努め、目的に添った費用対効果を得られるような編成を行ったところでございます。一般会計は、歳入歳出それぞれ81億8,156万円で、前年度当初予算と比較いたしますと、15億9,855万8,000円の増額で率にいたしまして、24.3%の増でございます。増額となりました主な要因は、総務費で2億400万でございます。教育費で12億500万でございます。

それでは、各課ごとに主な重要事業等について御説明を申し上げます。

はじめに本町の財政状況は、健全化比率、判断比率等の財政指標においては、財政の健全化を示しているところでございますが、長引く経済状況の低迷による影響で町税確保や地方交付税の減少が見込まれる中、学校統廃合事業に係る事業費については、今後の財政運営に大きく影響すると考えますが、平成25年度の予算編成にあたっては教育環境の整備、少子高齢化対策健康づくり、定住促進事業を重点施策として掲げております。

まず総務課関係におきましては、民設民営型の光ブロードバンド整備事業に取り組んでまいります。平成25年度、26年度の2カ年で整備する計画です。この整備により超高速通信機能でインターネットへ接続するスピードが速くなり情報通信網の充実が図られます。将来的には高齢者の見守りや光ケーブルテレビを活用した議会中継など、幅広い分野での活用が期待されるところであります。

次に、人材育成についてですが、町民のニーズに的確にこたえるため、人材育成が最も必要なことから25年度は職員研修の充実を図り、職員として自分自身の役割、重要性を十分認識するとともに、常に学ぶ意欲と問題意識をもって仕事に取り組み、与えられることを待つばかりでなく意欲的に自己の能力を高めることのできる職員の育成・強化を図ってまいります。

財政面では和水町は、平成27年度で合併して10年目となり普通交付税の算定替えが終了いたします。平成28年度からは普通交付税が段階的に引き下げられるため、平成22年度から合併地域振興基金を創設し、10億円を目標に毎年2億円の積み立てを行っております。今後、増大する社会保障費や子育て支援、定住促進などに充てていきたいと考えております。

企画課におきましては、現在、行政評価に取り組んでおります。これは平成23年度から平成25年まで3カ年試行的に実施するもので、行政評価の充実を図り、職員の意識改革、政策能力の向上を目指しております。地域振興策基金事業は、南関町に設置の産業廃棄物管理型処分場にかかわる処分場を中心とした地域の振興を図るため、新たな基金を創設するものでございます。地域振興策の財源に充てるため、県から交付されます交付金を基金とし積み立て、地元の内田区、長小田区の要望事項を基本に地域振興策を実施する年度に取り崩して事業を行います。県から1億円の交付で平成25年度、26年度、それぞれ5,000万円交付される予定でございます。地域振興策を行うことにより、地域住民の交流促進や地域の活性化など地域の魅力向上につなげてまいります。

定住促進事業では新規事業として、おいでよ和水で田舎暮らし事業に取り組めます。熊本県が

主催する移住定住フェアへの参加、空き家を利用した移住試し体験、農業体験、モニターツアー、結婚イベントなどを計画しており、新たな定住施策に取り組んでまいります。また、新婚夫婦に対する補助をしております。新婚さん定住促進奨励金についても継続して事業を進めてまいります。太陽光発電システム設置補助事業につきましては、先の東日本大震災以来、依然として新エネルギー推進に対する関心が高まっております。和水町におきましても、エネルギーの地産地消を目指し、平成21年度より補助事業に取り組んでまいりました。25年度は前年度の実績から50件分を計上し、町の環境意識高揚を図ってまいりたいと思っております。地域おこし隊については、平成24年度から3名の隊員を受け入れ活動していただいております。平成25年度は1年間の活動を踏まえ、さらなる活動を期待するものでございます。

学校跡地の活用については、学校跡地等活用検討委員会で審議いただいております。活用方針計画をもとに関連する補償等で協議し、可能なものから活用準備を図ってまいります。学校統合事業については、施設整備建設にかかわる部門を建設課へ移行し、しっかりと取り組み計画どおり、三加和地区26年4月、菊水地区27年4月開校に向けて事業を進めてまいります。

次に、税務住民課関係におきましては、まず地方税において前年度比1,300万の増を見込んでおりますが、長引く景気低迷、雇用環境の悪化など厳しい状況下であることから、基本的に滞納整理はもちろんのこと、公平・公正を保ち納税徴収率の向上を図ってまいります。火葬場建設につきましては、和水町においての二つの施設を一つに統合し、今後南関町と場所選定、運営管理方法などを検討を行い、立派な火葬場建設に取り組んでまいります。

国民健康保険事業についてですが、国保財政は4年連続で単年度収支赤字となっております。厳しさが増しております中、次の26年度国保税の引上げを検討するも、その以前医療費の抑制と国保財政の健全化を図るため保健予防に力を入れ、特に慢性肝臓病、糖尿病及び高血圧症など三大疾病の予防に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課関係におきましては、福祉のまちを目指して子どもから高齢者まで多種多様な事業を実施し、幸せ実感できることを願い積極的に取り組んでまいります。

子育てに関してですが、出生祝い金第1子から支給を続け、医療費助成においても高校生までの無料化を継続し、また成長に合わせた予防接種助成の充実を図るなど、子育てしやすいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

高齢者についてですが、長寿祝い、金婚、ダイヤモンド婚など表彰をはじめ、ふれあい高齢者の事業など、できるだけ多くの参加に努め、ともに喜びを共有してまいりたいと思います。

また、インフルエンザ予防接種の推進を図り、在宅寝たきりの老人介護手当や障がい者デイサービス充実推進、これも進めてまいります。

それから皆様方も御承知のとおり、あばかん家においては当面町直営とし、社会福祉協議会が本所、そして支所を一本化することに伴い、総合福祉センターのような福祉の拠点施設として温泉を利活用した事業展開を行い、高齢者すべての方々の健康増進、そして話し合われる交流の場とすることを検討してまいりたいと思っております。

次に、介護保険事業に関しては、介護保険13年目を迎え第5期の保険料5,400円で、今日なお

も県下5番目に高い状況でございます。今後、一次予防事業、65歳以上の元気な高齢者を対象とした事業において、お茶の間筋トレ体操を推進してまいります。24年度3地区が新たに増えまして、25年度においても4地区立ち上げの予定でございます。よって、合わせて49地区になる見込みでございます。

経済課、それから農業委員会関連に関してお話し申し上げます。

農業関係については、今日和水町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地の増加、T P P問題など、国際的に農業、商業を含め心配の念において大きなものがございます。その状況をしっかり受け止め、しっかりと事業展開をしてまいりたいと考えております。農業委員会においては地域生産力の強化、農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上のため取り組まれる事業に関してしっかりと支援をしてまいります。農業振興補助事業、町単独事業の機械等の整備補助におきましては、今日まで15%でございましたが、今年度から25%に引上げ支援してまいります。

地域流動化地域推進事業においては、農地の利用集積を通して規模拡大を図り、担い手の育成及び農地の有効利用とともに農地保全、また合理化にて生産性の高い経営の確立に資する制度でございます。そのほか国の事業であります農業者経営所得安定対策事業など、その他数々の国の事業についてもしっかりと農家につなぎ、農業経営安定を推進してまいりたいと考えております。

次に、企業、商工観光事業推進についてでございますが、和水町が抱える課題をしっかりと検証し、新玉名駅全線開通3年目を迎え、さらに菊水インターを有し、県北地域の随一よさの温泉郷を生かした観光、グリーンツーリズムの推進を強化してまいりたいと思います。

以上、申し上げましたことから経済事業の充実こそが和水町の元気への源になるものと思い、取り組んでまいります。

次に、建設課関係でございます。まず、建設課関係は豊かな暮らしを実現し、活力のある地域づくりを進めていくために、今後とも道路整備積極的に進めてまいりたいと考えております。道路網の整備といたしましては、主要道路12路線の整備を計画いたしております。その中で平成21年度から交付金事業として事業を進めております用木目渡尾線、これは平成25年度事業完了となります。予算は1億3,000万計上いたさせております。

それから、過疎債及び単独での整備11路線、前年度比25%増の事業費2億3,000万を計上いたしております。今後厳しい財政状況、限られた予算の中で効率的、また効果的な道路整備を進めるために1点目に幹線ネットワーク道路、2点目に生活圏拡大道路を、この2点を視点ごとに優先順位を踏まえ、総合的に判断し、重点的に事業を進めてまいりたいと思います。

次に、下水道事業についてですが、現在整備率は80.4%でございます。これから環境保全を目的に、加入の有意義性を住民に周知し、加入促進に努めてまいりたいと思います。今後は、これまで建設した下水道施設を町民の恒久的な財産とし、適正に維持し、健全な財政運営を推進するために法適用による公営企業会計へ移行を行い、経営状況及び財政状況を一層明確にして課題を把握し、経営という着眼点をもって事業運営を行うことにより、経営の効率化及び健全化を図ってまいります。

次に、特定地域生活排水処理事業につきましては、浄化槽の計画的な推進が図られ、町が責任をもって維持管理に関与しておりますので、法定検査率の向上及び確実な維持管理を図ることができております。浄化槽の整備率は80.2%でございます。今後も厳しい財政状況の中で水洗化への要望にこたえるため、地域要因及び経済性等を考慮し、公共で下水道等合併浄化槽の手法を駆使し、水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、簡易水道事業でございますが、これは復旧率69.3%と、熊本県の普及率83.4%と比較して低い数値でございますが、格差はやや縮小傾向でございます。地区によっては、水量の不足などの地域もあることから、安全で安定した供給体制の確保に努めてまいります。今後は安全な水道水の安定供給を継続しながら水道使用者の加入促進等を実施し、効率的経営を推進し、一般会計からの繰り入れを減らし、経営の健全化を図ってまいりたいと思います。

次に、社会教育課におきましては、社会教育課では子どもからお年寄りまで生涯教育の推進、文化財の調査保護、健康づくりとスポーツ振興、人権教育などを通じてふるさとの自然、文化、伝統を愛し、学び合い支え合い、自ら高める基礎づくりと差別のない住みよい社会を目指してまいります。次期金栗マラソン大会においては、第30回という節目を迎えますので、さらに充実した大会にしていきたいと考えております。

次に、学校教育課でございますが、平成26年三加和小学校開校、27年度菊水小・中学校開校の円満なスタートのために、地域の各方面からの代表の方々と構成する開校準備委員会や各専門部会の方々との協議を重ね、子どもから保護者、地域の方々が安心できる教育環境の整備を進めてまいります。特に、児童の登下校距離範囲に対応した登下校の構築、校外においての通学児童の識別できる方法、学校敷地内の防犯体制など拡充を図ってまいります。また、教育面の充実として、家庭、学校、地域の三つの輪で子どもをはぐくむ学びの里づくり構想のもと、義務教育9年間を見通し、また継続性、発展性を重んじた小中一貫教育推進計画を全小中学校で開校までの期間段階的に導入し、子どもたちの学習への円滑な移行を図ってまいりたいと思っております。特に、26年4月開校の三加和小学校区の移動の交流を深め、つながりをつくり、友だちの輪を拡大を早急を図りたいと思います。各小学校におかれましては、これまで心のよりどころとされた学校がなくなることから、地域住民にとっては感慨深いものでございます。学校を閉校するにあたり校区の方々による閉校記念事業を行っていただくことに感謝いたしますとともに、その記念事業をもって新たな地域振興発展につながることを願うものでございます。

次に、町立病院でございます。和水町立病院は、昭和23年3月江田町ほか3カ町組合施設国民健康保険町立病院としてスタートいたしております。住民や事業所の診断、医療相談、生活相談、人間ドックなど疾病予防を重点的に展開してまいりました。しかし、医療を取り巻く環境は激変の時代にあり、病院の経営管理には機動性、迅速性が求められております。このため当病院では、平成25年4月から地方公営企業法の全部適用移行し、現在の志垣信行病院長を事業管理者と定め、今後も地域医療を支える保健衛生行政としての町立病院経営を目指し、職員一人一人の意識改革を図るとともに職員一丸となって地域住民の健康、福祉、医療を支えるため、より一層の発展を目指していく所存でございます。

次に、きくすい荘におきましては、既に40周年行事を終えた今日、建物の老朽化で利便性の厳しい中での福祉サービスなど、入所者の快適な生活に至っていない状況でございます。今後、施設運営方針、運営のあり方について検討を図り、公営での運営もしくは民営民設など方向性を示す必要がまいっております。今日関係内部で検討を始めたところでございます。素案ができ次第外部識見を入れた仮称特別建設委員会等を設置いたしたいと考えております。その間、御利用者によりよいサービスを提供するために接遇研修会、介護実技研修会などを積極的に取り組み職員の資質向上を図り介護に携わってまいりたいと思います。以上、25年度に向けて主要な施政の説明を申し上げます。

それでは、25年度3月定例会に提出いたします議案説明をいたします。お手元に配付しております。議案書どおりでございまして、まずは議案第7号条例、和水町課設置条例の一部改正についてから、議案第25号、条例、和水町病院事業職員の給与種類及び基準に関する条例の制定についてまで19件でございます。なお、議案第26号、当初予算25年度一般会計から、議案36号当初予算で25年度国民健康保険菊水町町立病院事業会計まで11件、それから議案第37号、補正予算で24年度一般会計補正予算（第7号）から、議案第44号、補正予算、24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算まで8件、そのほか2件合わせて40件でございます。具体的には、それぞれ担当課長より説明いたさせますので、どうぞ御審議いただき原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、12月定例会移行の私の行政行動につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております報告書のとおりでございます。以上で説明、そして御報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君） これで行政報告及び施政方針の説明を終わります。

日程第5 議案第7号 和水町課設置条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、議案第7号「和水町課設置条例の一部改正について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第7号、和水町課設置条例の一部を改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の一部改正は、企画課に設置している学校建設係を建設課に移行し、総務課に設置してある情報管理係を企画課へ移行することとする条例改正となります。

次ページの新旧対照表で御説明いたします。第2条第1号総務課の項ですけど、その中の「コ」片仮名の「コ」電子計算機処理に関する事項を削り、「サ」を「コ」とし、同条第2号、企画課の項ですけど、次のページなりますね、片仮名の「オ」小中学校建設に関する事項を電子計算機処理に関する事項と改め、同号中「カ」学校跡地利用に関する事項を削り、同条6号、建設課の項になりますけど、「オ」を「カ」とし、オを小中学校建設に関する事項に改めるものでございます。

同条例の施行は、平成25年4月1日からとなります。以上で議案第7号、和水町課設置条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第8号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第8号「和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第8号、和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

この一部改正は、和水町立病院の公営企業法の全部適用に伴い、病院職員の特殊勤務手当については、別に病院のほうの条例で定めるため、当該規定病院に係る部分を削ります。併せて町立病院と特別養護老人ホームでは、夜間の勤務態勢が異なっており実情に応じた手当額を支給するため、特別養護老人ホーム職員の夜間介護手当を2,000円から3,000円に改正するものでございます。

次のページの新旧対照表で御説明申し上げます。別表（2条関係）の研究手当の項と危険手当の項及び夜間看護手当の項を削ります。同表、夜間介護手当の項の中の「病院の病棟又は」及び次のページなりますけど、「の一部又は全部」を削ります。また前のページに戻っていただいて一番下の行になりますけど、「2,000円」を「3,000円」に改め、それから備考の欄になりますけど、「ただし、深夜勤務が3時間未満の場合」及び「1回につき、1,500円」を削ります。

次に2ページのほうになりますけど、同表中、介護職員処遇改善手当の項の病院に勤務する職員で介護の業務に従事する職員と月額1万500円の部分を削るという改正となります。

この条例の施行は、平成25年7月1日からとなります。以上で、議案第8号、和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第9号 和水町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第9号「和水町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第9号、和水町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について提案理由の説明を行います。

この条例は国の新型インフルエンザ等対策措置法、平成24年法律第31号が平成24年5月11日に公布され、平成25年5月10日が施行期限となっております。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言をしたときには、市長村長は直ちに市町村対策本部を設置することとされておりますが、国の新型インフルエンザ等対策措置法に定めている市町村対策本部の役職の役割及び関しましては、

必要な事項を定めることが必要だということになっております。これがこの条例を提出する理由です。

和水町新型インフルエンザ等対策本部条例を見ていただきますと、第1条目的におきましては、法第26条又は県による対策本部の設置及び所掌事務、対策本部の組織、対策本部長の権限、対策本部の配置について定めておりまして、そのほか対策本部に関し必要な事項は県の条例で定めることになっております。それを法第37条で市町村にも流用するとなっておりますので、その目的と第2条からお示ししていますように、組織の各役職の事務役割等を明記するものでございます。

以上が本条例を制定する提案理由の説明になります。以上で提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第10号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、議案第10号「和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第10号、和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、和水町子ども医療費助成に関する条例中、第2条第6号中の第1項を削ると、第3条第2項を削ることをお願いするものです。新旧対照表を見てください。

1ページ目には改正はありませんので、次のページをお願いします。右の改正前の第2条第6号中に「次条第1項に規定するもの」とありますものを左の改正後のように、「次条に規定する」に改めることと、改正前の「第3条第2項」をすべて削除し、改正後のように「第3条」とするものです。

提案理由に記載しておりますように、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたため、本来第2項第2号で児童福祉法第20条に規定する育成医療とありますものが、本来は障害者自立支援法第5条第23項に定めてある自立支援医療、この中には厚生医療、精神通院医療、育成医療とありますけれども、この規定されている育成医療に改正すべきところでしたが、当時改正をしていなかった分と、今回の法律題名改正により改正お願いするものでございます。

しかし、社会保険各法により医療費の一部負担金につきましては、一般的には3割負担ですが、上位法律であります国の法律が優先するため第2項で示している法律に該当する場合は、そちらが優先し、一部負担金に限度額が設けられ、その限度額までを一部負担金として、お支払いされ、その額を子ども医療費として助成申請をしていただいております。そのようなことから、今回第2号すべての削除をお願いし、それに伴い第2条第6号を次条とお願いしているものであります。以上で、議案第10号、和水町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第11号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営の基準に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第9、議案第11号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第11号、和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、本来国の法律として制定されておりましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、一般には第2次一括法といわれますが、これが平成23年5月2日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、これまで厚生労働省令で定められていた地域密着型サービスの基準について町が制定する必要があるため今回提出するものでございます。

この条例は、第1章総則から、第10章委任までと附則で制定しています。この条例制定にあたりましては、2市4町有明圏域市町介護保険推進連絡協議会制度部会等で検討し、国から示された条例で定める基準の従うべき基準、合理的な理由がある範囲内で内容を定めることができる標準につきましては、国の基準と同じ内容にしています。それから地域の実情に応じて法律と異なる内容を定めることが許容されている参酌すべき基準につきましては、県との整合性を図りながら策定しています。このため国の基準と一部相違する部分を記録の整備、第42条と第58条、第79条、第107条、127条、148条、176条、201条になりますが、国は2年間としています。ところが県が5年間としておりますので、当町としても5年間というふうにしております。これは介護報酬過誤返還等の公益上の債権消滅時効が5年間となっていることから、2年間では限界があるために5年間としております。

次に、設備152条1項第2号になりますが、国の基準では1人となっておりますが、ただし書で4人とすることができるものとするものです。これは、県が特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例の制定にあたり、抛出の定員を4人以下とすることで検討しているため、その整合性を図るということで4人とすることにしております。以上で、議案第11号、和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第12号 和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、議案第12号「和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第12号、和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

これは、先ほどの地域密着型サービスの部分と内容的にはあまり変わりませんが、介護予防という部分の形での部分をしております。和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営の基準に関する条例を別紙のように制定することとしておりますが、申し訳ありません。人員設備及び運営の基準に関するの、基準の後ろに「等」、等しいという字を挿入していただけますようにお願いします。申し訳ございません。

それでは、新ためまして提案理由を説明いたします。

この条例は、本来国の法律として制定されておりましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、一般には第2次一括法と言われていますが、これが平成23年5月2日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、これまで厚生労働省令で定められていた地域密着型介護予防サービスの基準について制定する必要があるため制定するものです。これが、この条例を提出する理由です。

この条例は、開けていただきますと、第1章総則から第5章委任までと附則で制定いたします。この条例策定にあたりましては、2市4町有明圏域市町村介護保険推進連絡制度部会等で検討し、国から示されました条例を定める基準の従うべき基準、合理的な理由がある範囲内で内容を定めることができる標準につきましては、国の基準と同じ内容にしております。

それから、地域の実情に応じて法律と異なる内容を定めることが許容されている参酌すべき基準につきましては、県との整合性を図りながら策定をしています。このため、国の基準と一部相違する部分は、記録の整備に係る部分で、第40条、第64条、第85条になりますが、国は2年間としておりますが、県が5年間としているために5年間としております。これは介護報酬過誤返還金等の公益上の債権消滅時効が5年間となっていることから2年間では限界があるということでございます。

それから「基準等」としてはありますが、この「等」については、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を第2章4節、第3章5節、第4章5節に入れているために「等」、等しいという文言を入れております。

以上で、議案第12号、和水町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第13号 和水町地域生活支援事業利用料条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、議案第13号「和水町地域生活支援事業利用料条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第13号、和水町地域生活支援事業利用料条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

和水町地域生活支援事業利用料条例の第1条中「障害者自立支援法」とあるのを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、平成25年4月1日から施行するものです。

理由といたしましては、平成25年4月1日から国の法律であります障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されるため、この法律を引用しています町の条例のその部分を改正するものです。申し訳ございませんが、新旧対照表を見たいと思います。第1条を改正前から改正後の文言に改正するものです。線を引っ張っている部分を改正する部分です。以上で、議案第13号、和水町地域生活支援事業利用料条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第14号 和水町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について
○議長（多賀勝丸君） 日程第12、議案第14号「和水町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第14号、和水町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

和水町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の第2表の表中、「障害者自立支援法」とあるのを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、平成25年4月1日から施行するものです。2枚目と3枚目はその改め分です。その次の新旧対照表で説明します。

第2条表中、受給資格者と一部負担金につきまして、「障害者自立支援法」とある文言をすべて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に」改めるものです。理由といたしましては、平成25年4月1日から国の法律であります。障害者自立支援法の題名が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されるため、この法律を引用しています町の条例のその部分を改正するものです。

以上で、議案第13号、和水町地域生活支援事業利用料条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） ここで、しばらく休憩いたします。

11時15分より会議を開きます。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第15号 和水町産業廃棄物処理施設地域振興策基金条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第9号「和水町産業廃棄物処理施設地域振興策基金条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、議案第15号、和水町産業廃棄物処理施設地域振興策基金条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

この条例案は、南関町下坂下地内に設置される熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分処理場に係る基本協定書の規定に基づく地域の振興を図るため、和水町産業廃棄物処理施設地域振興策基金条例を制定する必要があるため提案したものでございます。

それでは、条例について若干説明をいたします。

まず、第1条に周辺環境の整備など処分場を中心とした地域振興を図る事業の財源に充てるため、この基金を設置するという目的を趣旨を書いております。第2条に積立の金額は、一般会計において定める額といたします。第3条に基金に属する現金に関する管理方法について記述させていただきます。それから、第4条に運用益の処理から生じる収益は、予算に計上して基金に編入することになります。それから、第6条に基金を取り崩すのは、第1条の目的を達成するための財源として事業を行うときのみということになります。

最後に、附則でこの条例の施行は公布の日からとして、この条例の有効期限は基金に残余財産がなくなるまでということになります。以上をもちまして、議案第15号の提案理由の説明とさせていただきます。

日程第14 議案第16号 和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、議案第16号「和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは引き続きまして、議案第16号、和水町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

この議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るために、関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権一括法による水道法の改正に伴い、本町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める必要がありまして、この条例案を提出したものでございます。

それでは、条例について説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと趣旨を書いておりますが、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の規定に基づき、町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について定めることとしております。

第2条に水道管理者の資格を規定していますが、第1項第1号から第13号は、別紙に配付させていただいておりますけれども、その表を別紙の水道技術管理者の資格における水道技術管理者としての基礎教育を受けたもの及びその他の欄に記載されたものを条文化したものでございます。一部この資料に基づいて説明させていただきたいと思います。左のほうに水道技術管理者としての基礎教育を受けた者ということで、選考の種別でありますけれども、新設大学院大学の専攻科というのは、いわゆる大学を卒業されて、大学院というのがございますけれども、専攻科は1年ですが、2年の修士課程とか、あるいはそのあとの博士課程もございますが、最低専攻科をいかれた人は、土木工学の中で、衛生工学、水道工学を専攻した場合には1年の従事要件でいいと、実務要件でいいと、同じ土木工学でも今言いました学科以外は、2年以上ということになります。

また新設大学ですので4年制の大学というようなことですが、土木工学の衛生工学もしくは水道工学を専攻した人は2年の実務経験、それ以外の土木工学科であれば3年と、それから土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学、いわゆる土木工学以外の理科系の学科であれば4年以上、一番右は平たくいいますと文系の学科であれば5年以上というふうなことでございます。あとは短期大学、高等学校について記載してあります。

それから、その他のところは①がそういった学歴じゃなくて、いわゆる従事年数によって、10年以上とかございます。そういったことを第2条第1号で条文化しております。それから第2条の第2項になりますけれども、これは括弧の中の年数になります。いわゆる一日最大の水量が1,000立方メートル以下の場合の専用水道については、実務経験は括弧のとおり半分になるということ指定してございます。

最後に附則で、この条例の施行は、本年4月1日からとしております。以上をもちまして、議案第16号についての提案理由の説明といたします。

日程第15 議案第17号 和水町簡易水道条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、議案第17号「和水町簡易水道条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） では、議案第17号、和水町簡易水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本議案は地域主権改革一括法に係る水道法の改正に伴い、これまで法令で規定されておりました基準の一部について条例で定めることとなりました。そのため今回提案をしております。

では、新旧対照表で御説明いたしますので4ページをお願いいたします。4ページの第7章です。布設工事監督者の配置基準及び資格基準、それから水道技術管理者の資格基準につきましては、これまで法令で定められておりましたが、今回町の条例で定めることとなりました。条例の内容につきましては、水道法施行令、それから水道法施行規則の該当部分を条例化したものでござ

いまして、資格要件は従前と全く同様でございます。

この条例は、平成25年4月1日より施行いたします。以上で、議案第17号の提案理由説明を終わります。

日程第16 議案第18号 和水町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第16、議案第18号「和水町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） では、議案第18号です。和水町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本議案は町が管理する基準河川における河川管理施設等の一般的、それから技術的基準を定めるため、必要となる条例を制定し、床止め、布石、水門、それから樋門、橋梁などの管理施設の基準等を定めるものであります。

制定の経緯につきましては、先ほどの簡易水道の一部改正同様、地域主権改革一括法の施行による河川法の一部改正に伴い、これまで河川管理施設等構造令等により国で定めていました準用河川の管理施設等の構造基準について従来の基準を参酌し、準用河川の管理者である町の条例で定めることとなりました。

本条例におきましては、これまで適用してきました従来の国が定める基準と同様の基準として制定するものでございます。

この条例は、平成25年4月1日より施行いたします。以上で、議案第18号の提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第19号 和水町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第17、議案第19号「和水町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） では議案第19号です。和水町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本議案も先ほどの議案と同様に、地域主権改革一括法の施行に伴い制定するものでございます。公営住宅及び共同施設の整備に関する基準につきまして、必要な事項につきましては、これまで国土交通省令で定められていましたが、地域主権改革一括法の施行により、公営住宅法の改正に伴い、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めることとなりました。さらに公営住宅法の改正を踏まえ、公営住宅整備基準が改正され、その改

正後のものが公営住宅の整備基準及び共同施設の整備基準に係る参酌基準となります。国土交通省令で定める基準となりました本条例は、この参酌基準と同様の内容で制定するものでございます。条例の内容について一部御説明いたします。

1 ページをお願いします。まず第1条が、この条例の根拠法を示し、条例で定める内容の概要を示す趣旨規定としております。それから第2条では、この条例を通して見たときに意義を明らかにする必要があるものについて定義をしております。

それから、第3条から5条につきましては、公営住宅等の整備にあたっての基本的な理念、それから配慮事項について規定をしております。

そのから第6条から7条につきましては、公営住宅の敷地の基準を定めております。

それでは第8条から2ページの12条につきましては、公営住宅についての各種の基準を定めております。

最後になりますけど、第13条から3ページの第17条につきましては、付帯施設並びに集会所等の共同施設の基準を定めております。

この条例は、平成25年4月1日から施行となります。以上で、第19号の提案理由の説明を終わります。

日程第18 議案第20号 和水町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第18、議案第20号「和水町営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 続きまして第20号です。和水町営住宅管理条例の一部改正について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本議案も地域主権改革一括法の施行に伴い、公営住宅法が改正され、これまで国が定めておりました公営住宅の入居支援基準について、公営住宅を管理する県、それから市町村が条例で定めることとなりました。

では、新旧対照表で御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

まず第2条の6項、暴力団を排除するために明文化したものでございます。改正前が7条となっておりますけど、正しくは77条でございますので、今回訂正をしております。

次に、5条に移りまして入居者の資格のうち、同居親族の要件は廃止となります。それから第5条の3項ア、イ、ウにつきましては、これまで政令に規定されておりました入居収入基準につきまして、改正前は条文で明記されておりましたけど、改正後わかりやすく金額で明記をしたというところでございます。入居収入基準でございますが、裁量の基準が月額21万4,000円、本来階層が15万8,000円ということでございます。裁量階層といいますのは、同居者が60歳以上又は18歳未満の世帯、それから障がいの方がいる世帯とかでございます。本来階層といいますのは、本来入居対象とする所得の範囲にある世帯のことでございます。収入基準の計算方法でございますけ

ど、世帯全員の年間の総所得から公営住宅法で定めます控除額を引いた金額の12分の1でございます。

この条例は、平成25年4月1日より施行いたします。以上で、議案第20号の提案理由の説明を終わります。

日程第19 議案第21号 和水町道路標識に関する基準を定める条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第19、議案第21号「和水町道路標識に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） はい、では議案第21号です。和水町道路標識に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますけど、本議案も地域主権改革一括法の施行により、道路法第45条が一部改正されました。この改正により、これまで道路標識、区画線、道路標示に関する命令、これは昭和35年建設省令第3号で定められていましたが、町が管理する道路に設ける道路標識の寸法に関し、町で条例を制定することとなりました。本条例におきましても、これまで適用してきました従来の国が定める基準と同様の基準として制定するものでございます。

この条例は、平成25年4月1日より施行いたします。

以上で議案第21号、道路標識に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を終わります。

日程第20 議案第22号 和水町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第20、議案第22号「和水町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 最後になりますけど、議案第22号です。和水町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本議案も地域主権改革一括法の施行により道路法の一部改正に伴い、国で定めている道路構造物の技術的基準について従来の基準を参酌し、町道については道路管理者である町の条例で定めることとなりました。

条例の概要でございますが、町が管轄する町道を新設し、又は改築する場合における道路の幅員、線形、勾配、排水施設等などの道路構造物の技術的基準を定めるものであります。基準とした政令等につきましては、国の定める道路構造令を適用してきた従来の規定と同様の基準と定めるものであります。条項の概要につきましては、道路の新設工事等の設計書作成の基準となります。

この条例は、平成25年4月1日より施行いたします。

以上で、議案第22号の提案理由の説明を終わります。

日程第21 議案第23号 和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第21、議案第23号「和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 議案第23号、和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、昨年12月の議会におきまして、法の適用ということで地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、病院事業の法の規定の全部を適用すること及び組織といたしまして、病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、国民健康保険和水町立病院を置くことについて承認をいただいております。今回、改めまして一部改正をお願いいたします提案理由といたしましては、条例中第9条の病院事業の出納、その他会計事務の処理について病院事業の企業出納員による会計事務の処理を行うため削除するというものでございます。

次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第9条に会計事務の処理として、「会計管理者に行わせるものとする」とありますけれども、この条項を削除するというものでございます。当初この9条の会計事務の処理につきましては、26年度に大幅な会計事務の改定が行われることから、会計事務の移行にあたっては平成25年度中に移行したいというふうを考えておりましたが、全部適用移行後は会計事務の委任ができないということから条項を削除し、病院事業の企業出納員を配置して会計処理を行うとするものでございます。

また、条例中第5条に付帯事業といたしまして、健診事業、訪問看護事業、居宅介護支援事業を掲げていることから、関連します改正後の左側になりますけれども、（１）の和水町健康管理センター事業設置に関する条例、（２）和水町立病院訪問看護ステーション事業設置条例、（３）和水町居宅介護支援事業所設置条例につきまして、今回の法の適用による全部適用にあたりまして廃止するものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。以上で、議案第23号、和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正する条例について、提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第24号 和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第22、議案第24号「和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 議案第24号、和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、病院事業の地方公営企業法全部適用の移行に伴い、病院事業管理者を設置するために、その給与等について定める必要があるというものでございます。議案第24号をごらんいただきたいと思いますと思いますが、まず第1条に趣旨といたしまして、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、病院事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるというものでございます。第2条に給与、そして第3条に給料の額といたしまして、給料月額を57万8,300円と定めるものでございます。この額につきましては、医師の給料表であります医療職1表で、現在の給料月額を採用させていただいております。また、それ移行の条項に旅費や手当、また退職手当及び給与の特例等を定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第25号、和水町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例について提案理由の説明を終わります。

日程第23 議案第25号 和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第23、議案第25号「和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 議案第25号、和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、病院事業の公営企業法全部適用への移行に伴い、法第38条第4項の条例で定めるということになっておりまして、病院事業職員の給与の種類及び基準等について定める必要があるというものでございます。

議案第25号をごらんいただきたいと思います。まず第1条に趣旨を示しております。第2条に給与の種類、そして第3条に給料表について定めたものでございます。それ以降の条項につきましては、各種手当及び給料の減額等について定めたものでございまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第25号、和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について提案理由の説明を終わります。以上です。

日程第24 議案第26号 平成25年度和水町一般会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第24、議案第26号「平成25年度和水町一般会計予算」を議題としま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第26号、平成25年度和水町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を81億8,156万円とするものであります。前年度の当初予算が65億8,300万2,000円でしたので、15億9,855万8,000円の増額となっております。率にしまして24.3%の増となっています。これは、平成24年度から学校統合の事業が本格化したことに伴い、教育費が12億594万8,000円増額したことが大きな理由でございます。

それでは、当初予算の説明をさせていただきます。6ページをお願いします。6ページです。

第2表継続費です。3件を計上してます。まず2款総務費の1項総務管理費で、光ブロードバンド整備事業として、3億8,000万円計上してます。25年度1億6,000万、失礼しました。1億600万、26年度2億7,400万を計上してます。これは光ブロードバンド整備に伴う、町の負担金でございます。

2件目は、10款教育費の1項教育総務費で菊水区域小中併設型校舎等建築工事管理業務、委託業務事業として6,600万計上してます。25年度2,640万、26年度3,960万としております。これは校舎建築に伴う管理業務委託料です。

3件目は、同じく10款教育費の1項教育総務費で、菊水区域小中併設型校舎等建築事業として、28億円計上しております。25年度11億2,000万、26年度16億8,000万としております。これは校舎建設に伴う工事費でございます。

次、7ページをお願いします。第3表、債務負担行為です。1件計上しております。これは平成25年住基ネット機器取替導入事業で、平成25年度から30年度までの6年間で269万4,000円としております。このリースの期間は、平成26年3月から廃止になる予定でございます。この事業は、平成26年5月から住基における生体認証システムの運用が開始されることに伴い、平成26年3月にサーバーの入替え及び認証機器の導入が必要であるための事業でございます。

次、8ページをお願いします。第3表、失礼しました。第4表、地方債です。15事業計上しています。まず、道路を橋梁整備事業は、2億4,960万としております。これは道路改良分で対象事業は用木米渡尾線の補助事業分が4,940万円、単独事業分が10路線で2億20万円として、過疎債を予定しております。

次の消防施設整備事業は1,760万としております。これは防火水槽の新設を2基及び可搬ポンプ2台、積載車1台の購入予定で総額1,760万の起債となります。これも同じく過疎債を予定しております。

次に、光ブロードバンド整備事業は、1億600万としております。これは平成25年度から6年度の2年間で整備をしております民設民営型の光ブロードバンド整備事業の町の負担金でございます。整備事業総額を約8億7,200万円程度と見込んで、町の負担金の総額は3億8,000万程度となるということで計上しています。その25年度分の負担金1億600万円に対する起債でございます。

これは過疎債を予定しております。

次の単県道路改築事業負担金は570万としております。これは県道負担金に対する起債となります。これは合併特例債を予定しております。

次の県営圃場整備事業は1,370万としております。これは県営圃場整備事業負担金に対する起債となります。起債は、過疎債を予定しております。

次の合併振興基金造成事業は、1億9,000万としております。平成22年度から活用しており、25年度は4年目となっております。

次の学校統合事業は13億6,110万円としております。この内訳は、三加和区域体育館建築工事及び菊水区域体育館建築工事に対しまして、2億6,580万円の起債で過疎債を予定しております。また三加和区域の学校建設工事費及び菊水区域の学校建設工事費に対して、10億9,530万円の起債で合併特例債を予定しております。

次に臨時財政対策債は2億5,800万としております。これは普通交付税の振替分で今年度2億5,800万円を予定しております。

次9ページをお願いします。地方債の続きでございますけど、このページの地方債は過疎債のソフト事業分を充当するもので、ソフト事業分の本町における起債限度額が9,390万となりますので、それぞれの総事業費に対して按分して充当しております。総事業費が1億8,000、失礼しました。1億4,831万7,000円となります。

内訳としまして、子ども医療費助成事業を2,710万円、出生祝い金支給事業を930万円、土木費補助事業を3,320万円、農地流動化地域推進事業を820万円、複式学級補助員事業を980万円、住宅用太陽光発電システム設置補助事業を370万円、新婚さん定住促進奨励金支給事業を260万円としております。以上、15件で地方債の総額が22億9,560万円を計上しています。起債の方法としては、証書借入れで利率は3%以内としております。

次に、10ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書で歳入から主なものを説明いたします。

まず1款町税ですが、平成24年度と比較しますと1,384万5,000円の増で、7億6,421万4,000円を計上してます。この増額の主な要因は個人住民税で、子ども手当受給者に対する扶養控除の廃止及び高校生に対する控除が特定扶養控除から一般扶養控除への変更による控除額が減少したことに伴う、住民税の増によるものです。

次に、10款地方交付税は3億7,000万円としております。このうち普通交付税は前年度比6,000万円減の2億8,900万円としております。24年度の実績としましては、31億9,709万5,000円でしたが、25年度は国家公務員の給与削減に伴い、必然的に普通交付税が6,000万程度減額される見込みであることから当初予算は減額をしております。なお、特別交付税につきましては、昨年と同様の1億8,000万円を計上しております。

次に、14款国庫支出金です。前年度比4億468万6,000円増の9億1,206万円を計上してます。これは学校施設整備補助金として、5億1,436万5,000円の計上が主な増額の要因でございます。

次に、15款県支出金ですが、前年度比5,894万9,000円増の3億9,812万7,000円を計上していま

す。これは産業廃棄物処理施設整備推進交付金の5,000万円の計上が主な増額の要因となります。

次に、18款繰入金は、前年度比1億5,195万8,000円増の1億8,431万9,000円を計上しております。これは公共施設整備基金からの繰入りで、学校建設関係に対し6,300万円、あばかん家改修工事に対して5,000万円、交流センター改修費に対して6,900万円、合計1億8,200万円を公共施設整備基金から繰り入れることにし、歳入財源とするものでございます。

次に、19款繰越金は、前年度比1億6,804万9,000円の増で、2億1,969万3,000円を計上しております。平成25年度は学校統合事業等の事業量の増により、予算総額が前年度比15億9,855万8,000円増となっており、歳入財源として可能な限り地方債の借入れや基金の繰入りで財源を確保しましたが、歳入財源の確保できない部分については、繰越金で充当しておる関係で繰越金が増額になっております。

次に、21款町債ですが、22億9,560万円計上しています。前年度に比べますと8億9,820万円の増となっています。増額の主なものは、学校統合事業分を6億9,810万円増の13億6,110万円、光ブロードバンド整備事業分を1億600万、前年度は当初予算では計上しておりませんでした、過疎債のソフト事業分として9,390万円を計上したことが主な増額の要因となっております。

続きまして、歳出の主なものを説明をいたします。11ページをお願いします。

2款総務費ですが、前年度比2億422万3,000円の増額で、11億4,335万6,000円となりました。その増額の主なものは、企画費に地域振興策基金積立金を5,000万円計上、また電子計算機に民設民営による計画で光ブロードバンド整備補助金として、1億600万円を計上しております。これが増額の主なものとなります。

次に、3款民生費ですが、前年度比6,561万1,000円の増額で15億9,389万8,000円となりました。その増額の主なものは、社会福祉総務費のあばかん家のリニューアル工事費で5,500万円程度計上しております。

次に、6款農林水産業費ですが、前年度比2,952万9,000円増で、2億8,170万2,000円となりました。その増額の主なものは、農業振興補助金を1,500万円増額、間伐作業道開設工事費を1,100万円前年度から増額をしておる関係で、農林水産業費は増額になってます。

次に、7款商工費ですが、前年度比6,425万3,000円の増額で、1億7,876万7,000円となりました。その増額の主なものは観光費の三加和温泉交流センターの改修の工事費分で7,200万円程度を計上している分で増額になっています。

次に、8款土木費ですが、前年度比6,132万2,000円の増額で、8億357万円となりました。その主な事業としましては、道路改良の国庫補助事業、用木米渡尾線道路改良事業は前年度から7,000万円減の1億3,000万円を計上しています。また単独事業の道路改良は、5,200万円増の2億4,740万円を計上、また河川維持は県営圃場整備関係で3,100万円増額で計上しています。また、住宅管理費では、町営住宅維持管理費を2,500万円増額して計上しているものでございます。

次に、9款消防費は、前年度比6,963万6,000円の減額で、2億1,284万4,000円となりました。その減額の主なものは、消防施設費の防火水槽設置工事、消防積載車購入費で約2,500万程度減額になっております。また、災害対策費の災害対策基金積立金を4,000万をしていますけど、平

成25年度当初予算におきましては、基金積立はまだ計上しておりません。財政の状況を見ながら補正等で積み立てる予定でございます。

次に、10款教育費は、前年度比12億594万8,000円の増額で、24億8,545万6,000円となりました。その主なものは、学校統合建設事業費の増で三加和区域分では、校舎建築工事を6億3,050万円、造成工事を1,552万6,000円、菊水区域分では校舎建築工事を11億2,000万、造成工事を1億2,601万5,000円で、工事費の合計で18億9,204万1,000円を計上しております。

最後に、12款公債費ですが、前年度比4,176万7,000円の増額で、7億6,172万9,000円となりました。これは起債の元金の償還額が3,997万3,000円の増額によるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第26号、平成25年度一般会計予算の提案理由の説明といたします。

○議長（多賀勝丸君） ここでしばらく休憩いたします。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 議案第27号 平成25年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第25、議案第27号「平成25年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第27号、平成25年度和水町国民健康保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,795万9,000円とするものでございます。まず7ページの歳入から主なものを説明いたします。

1 款の国民健康保険税、1 目一般被保険者、2 目の退職被保険者合わせまして、2 億4,920万5,000円を計上しております。収納予定率は現年度課税分で96.5%と見込んでおります。税率につきましては、前年度と同率でございます。

次に8ページをお願いいたします。3 款国庫支出金、1 目療養給付費等負担金、2 目の高額医療費共同事業費、3 目の特定健康診査等負担金、これらを合わせまして2 億7,730万円、同じく3 款の国庫支出金、1 目財政調整交付金など1 億8,748万4,000円、前年度の交付額や歳出予算額を考慮いたしまして試算いたしております。

次に9ページをお願いいたします。4 款療養給付費等交付金1 億3,975万1,000円及び5 款の前期高齢者交付金、3 億1,290万3,000円につきましても前年度の交付金を参考に試算しております。6 款の県支出金も前年度交付額を参考として計上しております。

次に10ページをお願いいたします。9 款繰入金、1 目一般会計繰入金は保険基盤安定のため、

出産育児一時金支給、職員給与等及び国保財政安定化としまして、8,393万4,000円、同じく9款の繰入金1目の基金繰入金、基金から7,198万5,000円を取り崩して繰り入れる予定で計上しております。

10款の繰越金は、平成24年度からの繰越金、7,927万8,000円計上しております。

続きまして、12ページの歳出について御説明いたします。

1款総務費、1目の一般管理費につきましては、職員の給料、事務費、それから一番下の1目の賦課徴収費、国保税収に係る事務費を計上しております。

次に13ページをお願いいたします。13ページの中ほどにあります2款保険給付費、1項の療養諸費として合計の9億9,305万円、それから一番下の欄にあります2款保険給付費、2項の高額療養費として、これは医療機関の窓口で、支払われた一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に超えた分が払戻しされますので、その合計の1億2,876万円を計上しております。

次に14ページをお願いいたします。14ページの一番下の2款保険給付費、1目の出産育児一時金672万円、1件当たり42万円で16件の出生を見込んでおります。

次に15ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等、1目の後期高齢者支援金1億8,298万円、前年度の伸びを見込みすぎていたことによります2,702万円の減額を計上しております。

次に16ページをお願いいたします。16ページの一番上の6款介護納付金8,800万円、40歳から64歳までの保険料を算定しまして計上しております。

7款の共同事業拠出金では、高額医療費に対する拠出金として、合わせまして1億9,246万4,000円を計上しております。

8款保健事業費、1目の特定健康診査等事業費に2,240万6,000円、特定健診に係る費用を計上しております。

次に17ページをお願いいたします。8款保健事業費、1目の保健衛生普及費に、あんま、はり、きゅうの補助を計上しております。2目の疾病予防費に674万4,000円計上しております。これは、平成22年度から取り組んでおります3カ年事業の国保ヘルスアップ事業が今年度24年度で終了いたします。生活習慣病の発生予防と重症化予防に継続して取り組む必要がございますので、同じ国庫補助金で上限が400万円の新規事業であります国保保健指導事業に25年度から取り組む予定でございます。

次に18ページをお願いいたします。11款諸支出金、3目の償還金、平成24年度の療養給付費負担金等の返還金として、2,000万円計上しております。11款諸支出金、2目の直営診療施設勘定繰出金の752万8,000円、調整交付金の対象となります町立病院の直営診療保険事業分として計上しております。

以上、簡単ですが2月28日に和水町国民健康保険運営協議会に諮問しまして、答申を受けたことを申し添えまして提案理由といたします。

○議長（多賀勝丸君） 日程第26、議案第28号「平成25年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第28号、平成25年度和水町介護保険事業会計の予算案につきまして、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,730万円とするものです。申し訳ありませんが、まず4ページの歳出事項別明細書をごらんください。

歳出のほうから御説明申し上げたいと思います。総務費613万円減の4,111万7,000円を見込んでおります。主な原因は、昨年の4月の人事異動による人件費の減ということでございます。

次に、2款の介護給付費でございますが、200万8,000円の増額ということで、増ということで、15億2,330万1,000円を計上しております。これは、本来ならば介護保険料改定時の今年は2年目にあたりますけれども、今まではほとんど5%程度の伸びを示しておりましたが、実際昨年度、24年度改定をしまして、そのときの伸びがほとんどありませんでした。伸びなかったということで伸び率を0.13%として計上をさせていただいております。

次に、地域支援事業ですが、これは287万1,000円減の2,169万9,000円を計上しております。主な減の原因は65歳以上のすべての高齢者を対象とした一次予防事業のアクティビティ認知症介護教室委託料の減です。総額の歳出はこういう形となります。

すませんが前のページの歳入のほうを開けていただきたいと思います。保険料につきまして、昨年より1,571万1,000円増の2億5,743万4,000円を計上しております。人員が第1段階が21人、第2段階が675人、第3段階が856人、第4段階が1,578人、第5段階が704人、第6段階が177人の4,011人の保険者数ということで計上をしております。次に、3国庫支出金ですけれども、これは介護給付費、歳出のほうの介護給付費15億2,330万1,000円の2割を計上しております。

次に、支払い基金交付金ですが、同じく介護給付費負担金の15億2,330万1,000円の29%を計上しております。同じく5の県支出金、これにつきましても介護給付費15億2,330万1,000円の12.5%で計上しております。それと次の繰入金、これは一般会計繰入金ですけれども、これも同じように介護給付費15億2,330万1,000円の12.5%ということでこれを計上しております。

以上で、議案第28号、平成25年度和水町介護保険事業会計予算案の説明を終わります。

日程第27 議案第29号 平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第27、議案第29号「平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 議案第29号、平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

和水町特別養護老人ホーム事業会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,398万1,000円とするものでございます。前年度予算と比較しますと1,831万円、それから3.7%増の予算となっております。

3ページをお願いいたします。予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに説明します。まず歳入について説明をいたします。

1款のサービス収入でございますけれども、この項目は利用者の利用料の介護給付費及び自己負担金の収入でございます。前年度比の465万8,000円減の4億4,944万8,000円としております。このサービス収入は予算総額に対する構成比が91%の増となっております。

それから、2款の分担金及び負担金は、町と委託契約する事業の町からの負担金でございます。前年度比14万8,000円増の165万2,000円といたしているところでございます。これも予算の総額に対する構成比は0.3%となっております。

それから3款の使用料及び手数料は、社会福祉協議会及び町と委託契約する事業の社協からの収入及び負担金の収入でございますけれども、前年度比15万4,000円減の118万6,000円としております。予算総額に対する構成比は0.2%となります。

それから5款の財産収入でございますけれども、これは特老の建設基金の利子の収入がありまして、25年度の予定額としましては、前年度比の8万9,000円減の33万3,000円としております。

それから6款の寄附金でございますけれども、前年度と同額の1,000円としております。

それから7款の繰越金でございますけれども、これは税年度比2,306万8,000円増の4,023万9,000円といたしてしております。これは予算総額に対する構成比は8.1%ということでございます。

それから8款の諸収入でございますけれども、前年度比2万2,000円増の112万2,000円といたしてしております。これも予算総額に対する構成比は0.2%ということになります。それから、以上が歳入の予算になります。

続きまして、歳出について説明をいたします。4ページをお願いします。

1款の総務費でございますけれども、これはデイサービス担当職員を除く職員でございます。職員の46名、それから臨時職員が26名の人件費並びに施設の管理等の予算でございます。前年度比の1,581万9,000円増の4億4,686万円としております。予算総額に対する構成比は90.5%となっております。それから2款のサービス事業でございますけれども、これはデイサービス事業を行っている関係の経費でございます。デイサービス担当職員4名、それから臨時職員3名分の人件費とそれに伴う経費の予算でございます。前年度比539万5,000円増の4,260万9,000円といたしてしております。それから予算総額に対する構成比でございますけれども、8.6%でございます。

それから3款の支援事業費でございますが、これは生きがいデイサービス事業関係の経費でございます。臨時職員1名の人件費、それに伴います経費等の予算でございます。前年度比9万6,000円増の351万2,000円としております。予算総額に対する構成比は0.7%となっております。

それから4款の予備費でございますけれども、これは前年度、24年と同額の100万円としております。

以上が歳出の予算になります。以上簡単でございますけれども、議案第29号、平成25年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の提案理由の説明を終わります。

日程第28 議案第30号 平成25年度和水町住宅用地造成事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第28、議案第30号「平成25年度和水町住宅用地造成事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、議案第30号、平成25年度和水町住宅用地造成事業会計予算について、提案理由の説明をさせていただきます。

1枚めくってください。歳入歳出予算の総額をそれぞれ460万8,000円とするものであります。前年度当初予算額が431万8,000円でしたので、29万円、6.7%の増額となります。

それでは5ページをお願いいたします。歳入の主なものを申し上げます。

2款の使用料及び手数料ですけれども、これはグリーンビレッジ平野の水道手数料で43万8,000円計上しています。

それから4款の財産収入ですけれども、これは久井原住宅の土地貸付収入7区画で231万7,000円です。

それから6款の繰越金の90万3,000円、最後に7款の諸収入ですけれども、久井原の水道施設等の維持管理費でございますが、94万8,000円と計上しているところです。

それから最後のページ、6ページをお願いいたします。歳出の主なものを申し上げます。

1款総務費は、久井原ニュータウン及びグリーンビレッジ平野の住宅団地の管理に関する経費でございます。410万8,000円を計上しております。主なものは、水道施設に関する消耗品、光熱水費及び修繕料で需用費として89万円計上させていただいております。

それから、通信運搬費及び口座振替手数料並びに水質検査料として役務費が51万9,000円、それから二つの団地の水道施設の管理で委託料ですけれども、38万ということです。

それから一つ飛びまして、28の繰出金ですが、これは貸付収入ということで、それを財源として一般会計へ繰り出すお金で231万8,000円を計上しております。以上をもちまして、議案第30号の提案理由の説明とさせていただきます。

日程第29 議案第31号 平成25年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第29、議案第31号「平成25年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） では、議案第31号、平成25年度和水町簡易水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,050万1,000円とするものでございます。前年度の当初予算が3,906万4,000円でございますので、4,443万7,000円の増額予算となっております。この増額の主な理由といたしまして、大藤地区水道施設の老朽化に伴い、新水源の井戸さく井工事を予算に計上しております。そのため約4,400万の増額となっております。

まず3ページお願いいたします。3ページに簡易水道事業債ということで、2,630万計上しております。

では、歳入から御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

1款の分担金、それから負担金の水道事業加入者負担金で24万計上しております。加入者負担金は1件8万円、3件加入で24万ということになります。これは前年と同額でございます。

次に、2款使用料及び手数料の水道使用料で、前年度より136万8,000円増の1,936万8,000円計上しております。現在毎月の使用料が加入件数450件で、約161万ほどあります。その1年分ということで予算を計上しております。

続いて3款の県支出金、水源開発費補助金で160万計上しております。これは大藤地区水道施設の新水源の井戸さく井工事の補助金でございます。補助金は事業費の50%でありますけど、補助金の限度額最高で160万ということでございます。

それから、4款繰入金、一般会計繰入金といたしまして、前年度より1,216万9,000円増額の3,198万7,000円計上しております。これは、先ほどから申しておりますとおり、大藤地区の井戸のさく井工事のため繰入金が増となっております。

次に、5款繰越金、前年度繰越金といたしまして、見込みで100万計上をしております。歳入の最後になりますけど7ページ、7款の町債、簡易水道債、過疎対策事業債で2,630万計上しております。これも大藤地区の水道施設の新水源の井戸さく井工事のため予算を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。次のページ、8ページお願いいたします。はじめに1款総務費、一般管理費の12節、役務費の手数料で104万2,000円計上しております。これは口座振替手数料、それから水質検査料でございます。それから、13節の委託料の水道検針委託料で26万1,000円、27節の公課費、これは消費税の払込みということで100万計上をしております。それと施設管理費の消耗品で55万7,000円、これは主に薬液の関係でございます。光熱水費は施設3カ所分の電気料金で286万5,000円、修繕料は施設の水道器具の修繕で329万計上しております。それから9ページに入りまして、13節の委託料、配水池清掃委託で43万円、それと施設管理委託料としまして、電気保安管理、塩素滅菌維持管理等の費用で108万計上しております。それから大藤地区の水道施設の新水源の井戸さく井工事のため設計委託料で1,024万8,000円計上しております。この設計委託の内容でございますけど、まず大藤地区のボーリング及び施設の設計委託で約426万円、それとボーリングによりまして、水源が変更になりますので変更認可申請書の作成業務委託料で約600万、合計の1,024万8,000円計上しております。

また、その他の委託料で量水器、量水器のボックスの取替委託料で138万6,000円計上しております。

次に、15節の工事請負費で2,516万9,000円計上しております。内容でございますけど、大藤地

区の新水源の井戸さく井工事で掘削を130m、約700万、それと取水ポンプ導水管布設工事、これは主に電気設備工事とポンプの据付け工事になりますけど、約1,700万計上しております。16節の原材料、これは水道機材で154万計上しております。また、2款の公債費償還金でございますけど、元金利子、前年度より7万6,000円少ない2,437万5,000円計上しております。最後になりますけど予備費で100万計上しております。以上で提案理由の説明を終わります。

日程第30 議案第32号 平成25年度和水町下水道事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第30、議案第32号「平成25年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 続きまして、議案第35号です。平成25年度和水町下水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,341万3,000円とするものでございます。前年度当初予算が1億802万8,000円ございますので、1,461万5,000円の減額の予算となっております。

では、歳入から御説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

1款の分担金及び負担金の受益者分担金で120万計上をしております。加入者分担金の8戸分で120万計上しております。1件の加入が15万円でございます。

次の2款使用料及び手数料の下水道使用料で前年度より36万円増の1,896万計上しております。毎月の使用料158万、年間の予算1,896万見込みで計上をしております。

続いて、4款繰入金、一般会計繰入金といたしまして、前年度より597万5,000円少ない6,623万8,000円計上しております。それから繰越金といたしまして、700万計上をしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。7ページですね。

はじめに1款総務費の1節報酬でございます。下水道運営審議会の報酬といたしまして、20万2,000円計上しております。下水道運営審議会は18名で構成をしております。それから、27節の公課費消費税の支払いで30万計上しております。

次のページをお願いします。8ページですね。

2款の衛生費、下水道施設運営費の7節賃金で24万9,000円計上しております。これは夜間等に事故が発生したときに対応するための賃金でございます。それから、11節の需用費、消耗品の65万円は滅菌に使用します紫外線ランプ等の費用でございます。それから、光熱水費は浄化センター及びマンホールポンプの施設の電気料で369万6,000円計上しております。前年度と比較いたしまして、57万6,000円増額をしておりますのは、今年度特別養護老人ホームきくすい荘の排水処理のため、マンホールポンプを1カ所設置をいたしましたので、増額をしております。修繕料につきましては、処理場の施設、それから環境等修繕費といたしまして150万計上しております。それから、医薬材料費につきましては、搬出汚泥をつくるための医薬の材料で73万8,000円計上しております。それから、12節の役務費の手数料77万1,000円は、水質検査の費用であります。

また保険料の7万円は建物共済、浄化センター、それからマンホールポンプの施設の保険料でございます。13施設の委託料は、浄化センターの管理委託料と電気保安全管理委託料の委託でございます。979万2,000円計上しております。14節借上料の40万円は、マンホールポンプ施設4カ所の非常時の発電機の買上料です。1カ所10万というところで見込みで計上をしております。それから15節工事請負額といたしまして、100万計上しております。これは下水道の取付け管等の工事のためでございます。

また公債費、元金と利子で前年度より152万1,000円少ない6,348万5,000円計上しております。最後に予備費で50万計上をしております。以上で提案理由の説明を終わります。

日程第31 議案第33号 平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第31、議案第33号「平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 議案第33号です。平成25年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,137万円とするものでございます。前年度当初予算が9,258万2,000円ございますので、121万2,000円の減額の予算となっております。

まず、3ページをお願いいたします。3ページは特定地域生活排水処理事業債といたしまして、2,500万計上しております。では、歳入から御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。受給者加入分担金負担金の受益者加入負担金といたしまして、450万計上しております。加入者負担金は30基分の450万計上しております。1期の負担金が15万というところです。次の増嵩経費負担金、これは浄化槽の駐車場タイプの追加工事の負担金で5期分の22万5,000円計上しております。

次に、2款使用料及び手数料の浄化槽の使用料で、前年度より158万3,000円増の2,783万3,000円計上をしております。見込みですけど、毎月の使用料を232万というところで計算をしております。それから国庫補助金で665万8,000円計上しております。補助金は総事業費の3分の1でございますけど、この特定地域の補助金は前年度からの年度調整等もあり、ちょっと計算が複雑でございます。25年度は国費が665万8,000円あるということです。

次に県補助金で189万4,000円計上しております。県補助金は前年度事業費の6.5%が県補助金となります。24年度の事業費が対照となります。あくまでも見込みで計上をしております。

それから7ページをお願いいたします。7ページは県の衛生費委託金といたしまして、13万6,000円計上しております。これは浄化槽法に基づく権限移譲事務交付金でございます。

続きまして、5款の繰入金、一般会計繰入金といたしまして、前年度より587万3,000円少ない2,411万9,000円を計上しております。

次に、6款繰越金、前年度繰越金で100万計上しております。

歳入の最後になりますけど町債で、前年度より400万少ない2,500万計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。次のページ、8ページです。はじめに総務費の一般管理費、11施設、需用費の光熱水費、これは南団地と中央団地の電気料といたしまして36万、それと修繕料はブロー等の修繕費で60万計上しております。12節役務費は、7条検査や11条検査の水質検査手数料といたしまして245万円、また13節の委託料、浄化槽の保守点検委託料といたしまして2,774万7,000円計上しております。

次の15節の工事請負費といたしまして、浄化槽30基の工事で4,146万計上しております。27節の公課費は消費税の支払いで50万計上しております。また、公債費、元金と利子で前年度より120万9,000円多い1,727万6,000円計上しております。

最後になりますけど、予備費で50万計上しております。以上で提案理由の説明を終わります。

日程第32 議案第34号 平成25年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第32、議案第34号「平成25年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合支所長 徳永 壽君

○総合支所長（徳永 壽君） 議案第34号、平成25年度和水町春富財産区特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28万1,000円とするものです。昨年と同額の予算を計上しております。

1ページの歳入をごらんください。歳入につきましては、2款の前年度からの繰越金27万9,000円が主なものとなっております。

次に、2ページの歳出をごらんください。歳出につきましては、1款の財産費に18万1,000円、2款の予備費に10万円を計上しております。歳出の内訳でございますが、6ページをごらんください。1目の財産区管理委員会費として12万7,000円を計上しております。内訳は年に2回開催しております管理会の委員報酬を7万9,000円、費用弁償を1万4,000円、それから需用費として2万9,000円、これは管理会時の食料費などです。役務費を5,000円、これは通信運搬費や労災保険料などです。次に2目の財産管理費として5万4,000円を計上しております。内訳は財産区所有林の境界確認や作業道草刈りのときの賃金として4万2,000円、それから草刈り作業時の消耗品として1万円などです。

最後に2款の予備には、前年同額の10万円を計上しております。以上簡単ですけど、提案理由の説明を終わります。

日程第33 議案第35号 平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第33、議案第35号「平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第35号、平成25年度和水町後期高齢者医療事業会計予算につきまして、提案の理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,257万3,000円とするものでございます。まず最初に5ページの歳入から御説明いたします。1款の後期高齢者医療保険料、1目の特別徴収と2目の普通徴収の保険料につきましては7,898万2,000円、税率につきましては24年度と税率は同じでございます。

次に4款繰入金、1目の事務費繰入金、職員の給与及び需用費等の経費で916万円、2目の保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の補てんとなるもので、県が4分の3、町が4分の1を負担しまして、熊本県広域連合からの試算に基づきまして、5,724万1,000円を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。6款諸収入、1目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入の健康保持増進事業収入につきましては、470名分の健康診査料と事務費合わせまして413万円、それから今年度からの新規事業であります肺炎球菌ワクチン接種事業、これは助成金1人当たり2,000円の助成でございまして、約1,508名分を見込みまして、301万6,000円計上しております。

次に、7ページの歳出について説明いたします。

1款総経費、1目の一般管理費では、職員の給与及び需用費等の経費839万7,000円を計上しております。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期被保険者の方々から納付いただいた保険料と一般会計からの繰り入れる基盤安定負担金を納付する必要がありますので、1億3,622万2,000円を計上しております。

次に、8ページをお願いいたします。

3款保健事業費、1目の健康診査費につきましては、被保険者の健康診査費用及びその事務費として470名分を計上しております。2目の予防接種費につきましては歳入で申し上げました肺炎球菌ワクチン接種事業、助成金1人当たり2,000円の助成でございまして、約1,508名分を見込みまして301万6,000円計上しております。

最後に予備費として100万円を計上しております。以上で、簡単ですが提案理由といたします。

日程第34 議案第36号 平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第34、議案第36号「平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 議案第36号、平成25年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず予算書の第1条でございますけれども、総則でございまして、第2条に業務の予定量を定

めております。（１）といたしまして、病床数、３階の一般病棟が56床、４階の療養型病棟が医療30床、介護12床、計の42床、３階、４階の合計で98床でございます。（２）の年間入院患者数、延べ数でございますけれども、25年度は2万8,017名を見込んでおります。一日の平均入院患者数77名ということになります。（３）の年間外来者患者数、延べ数ですけれども、約3万1,467名としております。一日平均129名でございますが、これはあくまでも延べ数ということで御理解いただきたいというふうに思います。この延べ患者数の推計にあたりましては、平成24年度の４月から25年１月までの実数をもとに推計しておりますけれども、本年４月から新たに常勤の内科医の勤務態勢が整いましたことにより患者数を見込み推計しております。

次に、第３条の収益的収入及び支出第４条の資本収入及び支出につきましては、予算書の２ページからの実施計画書により説明したいと思います。２ページをごらんいただきたいと思います。まず収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、医業収益を7億8,140万9,000円を予定しております。この内訳につきましては、入院収益を4億9,695万1,000円、外来収益を1億9,399万9,000円、その他医業収益、負担金、補助金等となっております。入院外来の積算基礎といたしましては、先ほど業務予定量を推計いたしました患者数を申し上げましたけれども、一日当たりの一日１人当たりの診療単価を入院で約1万8,000円、それから外来で約6,500円程度として割り出したものでございます。なお、医業収益繰入金として6,650万6,000円を予定しております。

次に、医業外収益でございますが、1億561万7,000円を予定しております。主なものは一般会計からの繰入金でございます、1億392万9,000円を計上させていただいております。そのほか健康管理センター収益、居宅介護支援事業収益、訪問看護事業収益をそれぞれ見込んでおります。別紙の審議会での説明資料を配付しておりますけれども、この中の５ページにも説明書きをしておりますので、こちらのほうもごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、３ページの支出でございますが、医業費用を8億6,843万8,000円、そのうち給与費を5億6,297万6,000円を予定しております。前年度と比較しますと、ベースアップ分の約600万の増となっております。

次に材料費ですけれども、7,588万1,000円、また経費につきまして1億6,746万3,000円を予定しております。これは両方とも前年並みというふうになっております。また、医業外費用といたしまして2,137万6,000円、主なものは企業債償還金利息の1,036万6,000円となっております。そのほか健康管理センター費用、居宅介護支援事業費用、訪問看護事業費用等となっております。これも予算審議資料の６ページのほうに説明書きをしておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいというふうに思います。以上、収益的収支額を9億3,678万3,000円として予算編成をいたしております。

続きまして、４ページをごらんください。４ページは資本的収入でございますが、一般会計出資金といたしまして、4,927万9,000円の繰入金を予定しております。また企業債として、医療機器整備費で、2,540万円を計上いたしております。これは資本的支出の建設改良費に充てる分でございます。また他会計補助金として、国保調整交付金262万5,000円を見込んでおりまして、資

本的収入額は合計で7,730万4,000円となっております。

次に、資本的支出でございますが、建設改良費3,517万9,000円を予定しております。これは主に医療機器の購入ということで、高圧蒸気滅菌装置、多目的自動血球分析装置等を予定しているものでございます。また企業債償還金といたしまして、7,478万6,000円を予定しているものでございます。資本的支出金は、合計で1億996万5,000円となり、収支におきましては3,266万1,000円の不足額が生じますけれども、これは過年度損益勘定留保資金によりまして充当したいというふうに思っております。

次に、恐れ入りますが、予算書の最初のほうに戻っていただきたいと思います。

2枚開いていただきまして、第5条ですけれども、第5条に債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、第6条に企業債を、第7条に一時借入金の限度額、第8条に議会の議決が経なければ流用することができない経費としての職員給与費6億460万4,000円を見込んでおります。また公債費といたしまして、50万を計上していただいております。また9条におきまして、たな卸資産の購入権限度額を定めるというものでございます。詳細につきましては、予算審議資料の2ページ、3ページで説明しておりますので、そちらを御参照いただきたいと思いますというふうに思います。

それから予算書の1ページの事業計画書でございますが、これも説明資料のほうの4ページに説明書きを書いております。また予算書5ページの資金計画でございますけれども、これは説明資料の9ページのほうに予算書7ページから12ページまでの予定損益計算書、それから平成24年、25年の予定貸借対照表は、説明資料13ページから15ページにそれぞれ説明書きをしておりますので、そちらのほうを御参照いただきたいと思いますというふうに思います。

以上で、議案第36号、和水町立病院事業会計予算について提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） お諮りします。議案第26号「平成25年度和水町一般会計予算」から議案第36号「平成25年度和水町立病院事業会計予算」までの審査については、常任委員会の休会中の審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第36号までの審査については、常任委員会の休会中の審査とすることに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。2時10分より会議を開きます。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時10分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第35 議案第37号 平成24年度和水町一般会計補正予算（第7号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第35、議案第37号「平成24年度和水町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第37号、平成24年度和水町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ6,751万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,837万円とするものです。

6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費でございます。

2件1億39万1,000円を計上してます。まず、7款商工費の1項商工費のグリーンツーリズム推進事業経費469万1,000円は、緊急雇用創出基金事業で補助金を受けて実施している事業でございまして、平成25年3月から1年間実施することとなっていることから、継続事業となっております。

次に、10款教育費の1項教育総務費の菊水区域小中併設型校舎等建築工事設計業務委託料9,570万は、これは関係機関との協議、調整の遅れにより年度内に完成することができないため、繰り越しをしております。

次に、7ページをお願いします。

第3表、地方債の補正でございます。

変更を4件行っております。まず、単県道路改築事業負担金は570万円から250万円減額し、320万円に変更しております。この変更は、県道負担金の減額によるものです。次の県営圃場整備事業は、300万円全額減額補正しております。これは、当初起債を予定しておりましたが、起債の採択がされなかったための全額減額をしておるところです。

次の現年度分補助災害復旧事業は、2,730万円から790万円減額し、1,940万円に変更しております。この変更は、公共土木施設災害復旧費の工事費が実施設計及び入札により減額になったことに伴う減額となります。

次の学校総合事業は、6億6,300万円から1億7,690万円減額し、4億8,610万円に変更しております。この変更は菊水区域造成工事分を1億4,630万円、三加和区域校舎建築工事分を1,400万円、三加和区域体育館建築工事分を1,660万円、それぞれ実績に基づき減額をしております。

10ページをお願いします。

歳入の主なものを説明をいたします。

1款徴税、1項町民税、1目個人分を4,052万円、2目の法人分を487万円増額してます。個人分の増額につきましては、子ども手当受給対象者に対する扶養控除の廃止及び高校生に対する特定扶養控除から一般扶養控除への控除額が減少することに伴う、住民税の増額分となります。

次に、10款地方交付税の1項地方交付税の1目地方交付税の1節地方交付税の普通交付税を719万8,000円増額してます。これは、国の補正予算に伴う財政措置に係る調整額の復活措置によ

り、和水町において719万8,000円の増額交付があることとなりますので増額しています。ちなみに、平成24年度の普通交付税の総額は31億9,709万5,000円と確定をしております。

次に、11ページをお願いします。

14款国庫支出金の1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金の9節子ども手当負担金の子ども手当負担金を9,634万6,000円減額し、児童手当負担金を8,273万1,000円増額しております。これは制度改正に伴う増減となります。同じく、国庫支出金の3目災害復旧費国庫負担金の1節公共土木災害復旧費負担金の現年度公共土木災害復旧費負担金を1,570万円減額しております。これは事業費の減に伴う国庫負担金の減額となります。

12ページをお願いします。

同じく、14款国庫支出金の2項国庫補助金の4目土木費国庫補助金の2節道路整備交付金を7,632万3,000円減額しています。これは道路改良の補助事業用木米渡尾線の事業費の確定による減額となります。その下の同じく、国庫支出金の5目消防費国庫補助金の1節消耗費国庫補助金のJ-アラート多様化推進事業交付金を1,386万円増額補正しております。これは国の地域臨時交付金を活用して、全国瞬時警報システム通称ジェイアラート（J-ARLRT）といいますけど、の整備をすることに伴う交付金となります。歳出のほうは消防費の工事請負費で同額を計上しています。事業内容については、歳出の項目で説明いたします。また、その下の6目教育費国庫補助金の5節学校補助金の学校施設整備補助金は、3,133万5,000円増額しています。これは、三加和区域統合小学校建設補助金第1期分の増額分となります。

次に、13ページをお願いします。

15款県支出金の2項県補助金の4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金の中の下のほうになりますけど、農業基盤整備促進事業補助金を6,615万円及び、その下になりますけど、農業水利施設保全合理化事業補助金を455万円増額しております。これは、国の地域臨時交付金の交付金で実施する事業に対する補助金であり、それぞれの事業の70%が補助額となっております。事業の内容につきましては、歳出の項目で説明いたします。

次、14ページは飛ばしまして、15ページをお願いします。

16款財産収入の2項財産売払収入の1目不動産売払収入の1節土地売払収入の土地建物売払収入を1,582万円増額しています。これは、この増額補正につきましては、レンガ住宅の売払収入1,430万程度が含まれております。

次に、18款繰入金の2項基金繰入金の5目土地開発基金繰入金の1節土地開発基金繰入金の土地開発基金繰入金を1,333万2,000円増額しています。これは、9月に補正をして議決をいただきました菊水の里の奥の町有地周辺の土地購入費及びその補償費の合計額1,332万円に対しまして、土地開発基金を繰り入れて歳入財源とするものでございます。

次に、19款繰越金の1項繰越金、1目繰越金の1節前年度繰越金の前年度繰越金を1,544万2,000円財源調整のために補正しております。

次に、16ページをお願いします。

16ページにつきましては、町債の欄でございまして、先ほど7ページのところで地方債の補

正で御説明申し上げましたので省略いたします。

次に、歳出の17ページをお願いします。

歳出の主なものの説明します。歳出の補正は、全体的に不用額の調整によるものが主でありまして、また各費目の給料、職員手当等、共済費等の人件費の補正につきましても不用額、不足額の調整によりますので、人件費関係の説明は省略していきたいと思います。

それでは、2款総務費の1項総務管理の3目財政管理費の25節積立金の財政調整基金積立金に2億円を積み立てております。

次に、18ページをお願いします。同じく、総務費の総務管理費の6目企画費の19節負担金補助及び交付金の無線システム普及支援事業費補助金を1,185万円減額しております。これは実績に伴う減額となります。

次に19ページをお願いします。3款民生費の1項社会福祉費の1目社会福祉総務費の28節繰出金の国民健康保険事業会計繰出金を1,160万4,000円減額しております。これは、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の分の減額による繰出金の減となっております。

次に、21ページをお願いします。3款民生費の2項児童福祉費の2目児童措置費の20節扶助費の子ども手当を2,156万円減額しております。これも実績に伴う減額でございます。

次に、22ページをお願いします。4款衛生費の1項保健衛生費の2目予防費の13節委託料の総額を356万8,000円減額しています。これは、それぞれの予防接種委託料等の実績見込みによる減額となります。また、20節扶助費の2件の172万5,000円の減額も実績による減額となります。

次に、24ページをお願いします。6款農林水産業費の1項農業費の9目土地改良事業費の15節工事請負費の工事請負費を9,182万円増額しております。これは国の地域臨時交付金事業により事業を行うもので、農業基盤整備促進事業、事業内容としましては堰の改修とか用排水路の改修、揚水ポンプの更新等、4カ所の工事費で8,450万円を予定してあります。また、農業水利施設保全合理化事業、この事業の内容は、ため池、排水路等へのガードレールとかフェンスの設置に対する4カ所の工事費が650万円予定してあります。これは、臨時交付金事業として事業費の70%の補助があります。

次に、25ページをお願いします。7款商工費の1項商工費の2目観光費の15節工事請負費の工事請負費を857万1,000円減額しております。これはロマン館物産販売コーナー増設工事及び三和温泉泉源掘削工事費の残額の減額となります。

26ページをお願いします。8款土木費の2項道路橋梁費の3目道路新設改良費補助の15節工事請負費の工事請負費を6,000万円減額しています。これは国庫補助の確定に伴う工事費の減額となります。

次に27ページをお願いします。9款消防費の1項消防費の5目災害対策費の15節工事請負費の工事請負費は1,386万円増額をしております。これは、国の地域臨時交付金を活用して全国瞬時警報システム、通称ジェイアラート（J-ARLRT）といいます。の整備を行う事業費となります。このジェイアラートとは、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村防災行政無線等を自動起動することにより人手を介さずに国から住民まで瞬時に情報伝達ができる仕組みであります。防災行

政無線やテレビラジオとともに住民への確実な迅速な情報伝達的手段として位置づけられているものです。本町では防災行政無線は整備してありますので、防災行政無線から各自の携帯電話や自宅のパソコンへ転送される仕組みを構築するものでございます。事業費は全額国の地域臨時交付金の補助を受けられます。

次に、28ページをお願いします。10款教育費の1項教育総務費の6目学校統合事業費の15節工事請負費の工事請負費を1億6,280万円減額しています。この内訳は菊水区域校舎敷地造成地周辺地域管理工事を120万円、及び菊水区域小中併設型校舎造成工事を1億6,160万円実績に基づき減額をしております。ここで、先ほどお配りしました正誤表について、若干御説明申し上げます。今出ました1億6,160万円の減額ということで、実はこの正誤表なんですけど、平成23年12月定例会のほうで、この継続費でこの分が計上して議会の議決を受けてまして、実際ここでこの1億6,160万円は継続費の分でございますので、今回補正予算の予算書を編成する中で継続費の、この分の継続費の部分の調書が漏れておりましたので、正誤表ということでお配りして、この継続費の補正の追加分をしているところでございます。予算書の編成上、大変こちらのほうでチェックミスでございました。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、補正予算書の32ページをお願いします。11款災害復旧費の1項農林水産業施設災害復旧費の2目農地等災害復旧費の15節工事請負費の工事請負費を1,148万6,000円減額しています。これは、査定及び入札残による減額となります。また、同じく災害復旧費の2項公共土木施設災害復旧費の2目公共土木施設災害復旧費の15節工事請負費を2,353万6,000円減額しています。これにつきましても、査定及び入札残による減額となります。

以上簡単ですが、議案第37号、平成24年度和水町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 11ページですが、先ほど説明はありましたが、民生費の国庫負担金、この中の旧子ども手当負担金、子ども手当負担金が9,600万、約、それから児童手当負担金が、さっきのはマイナスですね、それからこれは8,200万ということになってますが、これは大体さっきの説明でわかりはしたんですが、具体的には子ども手当の負担金というのがマイナスになっている部分は、人数的にはどれぐらいで、こういうふうに計算になっているのかと、そういったことをちょっとお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい、今の笹渕議員の質問にお答えいたします。申し訳ございませんが、今人数という部分をおっしゃいましたけど、ちょっと人数のほうが今手持ちを持っておりませんので、申し訳ございませんが、あとで御説明申し上げたいと思います。

支払いのほうにつきましては、子ども手当が前年の23年度の2、3月分と24年度4、5月分が子ども手当で支払っております。そのあとは児童手当という形で払っておりますけれども、その

部分で額の部分がちょっと変な形で同じ額になっていないというところがございます。

あとで申し訳ございませんが、人数についてはお知らせします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありません。

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 22ページの4款の2目予防費、子宮頸がん予防ワクチン接種委託料として減額は416万されてありますけれども、接種のされる、何名ぐらいされて、されない人があるのかもちょっと聞きたいと思いますけど。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今の件につきましてお答えいたします。申し訳ございません、またこの分も何名受けたという部分は、ここに手持ちをちょっと持ってきておりませんので、あとでおたえしたいと思いますが、一応子宮頸がん予防ワクチンは、こちらで把握してる部分をすべて皆さんにお伝えをして、是非受けてくださいということで、通知等をやっておりますが、实际的にまだ受けていच्छゃらない方も少しはいच्छゃると、それをまた、今接種をお願いしているところがございます、ただその部分の最終的にはこちらで把握してた分よりも少ない形になってきたということで、減額をお願いしているというようなことだそうですので、よろしくをお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 今お答え、人数等はわからないということですが、せっきくの全額の助成でありますので、多分中学校の生徒、それと児童は6年生でしたかね、なるべく受けていただくように、また推進もしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ページ、26ページの住宅管理費のところをちょっとお尋ねしたいと思います。13の委託料で、町営住宅の明渡し請求事務委託料140万の減ということで計上してございますが、平成24年度で明渡し請求事務の実績、これを教えてください。どうなっていますかね。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） お答えいたします。明渡しの請求は1件もあっておりませんので、全額減額しております。そのかわり職員が頑張って滞納整理にあたりましたので、徴収率は大分上がっているかと思ひます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 今の答弁で全額減額ということでございますが、この町営住宅の家賃滞納といひますか、3カ月以上の滞納者等々、あるいは高額所得者に対する明渡しはなかるうと思ひますけれども、そういった明渡し規定等につきましては、条例どおりこれは機能しているのか

どうか、ちょっと確認いたします。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 私、昨年4月にまいりまして、いろいろ調べまして、現在滞納なされている方もいらっしゃいますけども、全然今払ってない方はだれもおりません。必ず毎月5,000円でも3,000円でも皆さん払ってもらっております。

高額納税者はいませんが、所得オーバーの方が6名かな、いらっしゃいますのでちょっと対応をやっておるところです。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 23ページですね、一番下の農業総務振興費ですが、その中の一番下ですね、下から2段目の耕作放棄地解消緊急対策事業21万6,000円と、その下の玉名農協和水クリ部会補助金13万1,000円ですが、これは今の時点で、こういう形で補正に出してきているというのは、どういうことかなとちょっと疑問に思うものですから、ちょっとお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） ただいまの質問にお答えいたします。耕作放棄地の解消、緊急対策事業ということにつきましては、現在緊急対策の事業ということで、2件上がっておりますので、このことにつきましては、今回補正させていただいている状態でございます。

また、玉名農協の和水町のクリ部会の補助金につきましても、この件につきましても、いろいろ会議等で検討した結果、今年度に補助をするということで、今回13万1,000円を上げている状態でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） そうすると町への申請時期ですね、いろいろ事業がある中で申請時期というのは大体それぞれの課でも内容によって決まっているかと思えますけれども、こういう内容で、この二つの内容で上がってきた場合には受け付けたということで理解してもいいんですかね。今後、そういう何と言いますか、予算があるわけですが、そういったものを利用して要望があればこういう形で申請をしても、3月議会の補正でも取り上げられるということもあり得るということですかね。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 補助金につきましては、いろいろな会議等で協議しました結果をもとにしてこのような形で上げたいと考えております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい、4番古閑です。24ページの6款農林水産業費の中の9目土地改良事業費、15節の工事請負費で9,182万円、これ先ほど説明ございましたけれども、臨時交付金を使つての事業費の70%ということで、上げてあるそうですけれども、これポンプの4カ所、それからため池等のガードレールの設置と言われましたけれども、これ場所はどこなんですか。お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） まず、農業基盤整備促進事業といたしましては、内田長小田地区において、水門の改修及び用水路の改修を考えております。

また、あと用木地区におきまして、岩下堰のラバー堰の改修を計画しております。それから、平野地区におきまして、用水ポンプの改修を考えております。

また、大藤地区におきまして、排水路の改修工事を考えております。以上の4カ所を基盤整備促進事業として考えております。

それから、もう一つの農業水利施設保全合理化事業といたしましては、江光寺地区のため池と藤田地区のため池、それから大藤地区の用水路、久井原地区のため池、以上の4カ所のフェンス及びガードレールの計画をしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 場所については、よくわかりました。これも結局、これは要望があつていたということか、その選定基準とかそういうのがありましたらお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） ここにつきましては、一応要望的には以前からあつてたんですけれども、あとガードレールにつきましては交通安全協会等のいろいろな形を協議いたしまして、今回上げた次第でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 6ページですが、商工費のグリーンツーリズムの継続へ469万1,000円、この内容と今役場にいつてみますと、窓口いろいろな部署で大分知らない臨時の人がいらっやいますが、今何名ぐらい臨時関係はおられますか。緊急雇用とかいろいろあるかと思いますが、それが1点。

それと、先ほど総務課長が説明がありましたが、これはちょっとまだ私も理解できませんので、質問をいたしますが、学校用地の土地の造成というような話で1億6,000万だったですか、1億6,000万の減額、これがどういうことで減額になって、これがまたあとで生きて、予算がまだ生きてくるような感じがしますので、そこらについて説明をしてください。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今の質問にお答えします。グリーンツーリズムの推進事業の繰越しということでございますけれども、これにつきましては緊急雇用創出の基金事業ということで、今年の3月から来年の3月までの1年間ということで、臨時職員2名を対象にしたということで、今回繰越しさせていただいております。臨時職員につきましては、全体的にちょっとまた把握しておりませんが、経済課としては、今現在5人の方がきていただいております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 28ページのほうに工事費を1億6,000万余り減額しとるが、あとでどうなるのかというようなお尋ねだろうと思いますけれども、実は先ほど総務課長のほうから正誤表というようなことで、追加して資料を出させていただいておりますけれども、いわゆる平成23年12月において、当時は学校教育課のほうで仕事をしていただいておりますが、いわゆる菊水の西側の造成区域というようなことで、そのころは全体的に考えて24年度まで終わるだろうというようなことでしたが、非常にくぼ地が深いということで、またいっぺんに上げると、厳しい面があるというようなことで、いわゆる23、24の大体5億6,000万ぐらいでしたか、その継続費を大体24年度執行分を下げたということで、25年度、26年度もその後24年になりまして説明をさせていただいておりますように、49メートルまで上げるのを42メートルまで、24年度で上げさせていただいて、あとその次が47、そして最終年度の26年度は今のところ49メートルでいくというようなことをしておりますので、その関係で減額になったということでありまして、また後年度に特に25年度予算にも来年予定するべき高さまではさせていただきたいということで予算を計上しております。以上でございます。

（自席より発言する者あり）

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 税務住民課といたしましては、臨時職員4名、それから非常勤職員、3名、計の7名雇用しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） はい、建設課ですけど、うちは1名嘱託、登記専門で1名雇用しております。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 総務課のほうは、臨時職員1名を雇用しています。以上です。
とかいうものはあり。

（自席より発言する者あり）

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 事業課のほうでは、1名臨時職員を雇用しております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 今、事務所の中でというございますので、事務所の中では今学校統合関係で1人と、代替職員を1人ということで2人です。そのほか学校とか、給食センター等ありますと、30名ぐらいいるかなというふうに考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） きくすい荘でございますけれども、一応うちのところでは、臨時は26名ということ、介護職とかいろんな職ありますけれども、以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 社会教育課では、文化財のほうで1名、それから光をそそぐ交付金のほうで、これは週に2日から3日ですけれども、別に2名、合わせて3名おります。

○議長（多賀勝丸君）

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 病院のほうは、看護師、介護士、事務職員合わせまして、臨時職員は23名、非常勤が8名雇用しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私がお尋ねしたいのは、老人ホームとか病院とか、そういう現業関係は、もう私はやむを得ないと思う。合併して職員を大分減った減ったという話を聞きますが、何か最近ちょっと臨時職員の人が多いなというような印象があったもんですから、参考のためにお尋ねをいたしました。これは国の雇用対策の一環で、そういうことだろうと思いますが、大体聞いてみますと、やっぱり老人ホーム、病院のかしたほかで18名か19名ぐらいということで、これをどうのこうの言うわけではございませんが、知らん人があんまりいっぱいなもんだけん、何名ぐらいおんなつどかということで、ちょっとお尋ねしたわけです。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ページ30ページをお願いします。公民館費のことについてちょっとお尋ねします。公民館費の19節の負担金補助金交付金20万の減額となっております。これは分館活動補助金15万、モデル分館活動補助金5万、合わせて20万の減額ですが、これは当初予算全額減額ということで理解してよろしいですか。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 19節の負担金補助金ですけれども、まず分館活動補助金のほうですけれども、これ当初予定していた世帯数、1世帯当たり、世帯割りというのがあって、1世帯当たり400円、分館活動補助金ということで払っておりますけれども、実際払うのが世帯数が予定した数よりも少なかったということです。これについては、予算のほうでは3,915世帯の部分を計上しておりましたけれども、実際は3,559世帯に払っております。分ということでですね。

それから、もう一つのモデル分館活動補助については、1地区5万円ということでしておりますけれども、結局申請が1地区しかありませんでしたので、もう1地区分の5万円を減額ということになっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 分館活動補助金の中身につきましてはわかりましたが、モデル分館活動補助金が一応1館だと、1館だったということですが、この補助事業はまちづくりの一環として、これ地域公民館活動を活発に推進するための一助としてこれは設けられている制度だと思いますが、過去この3年間で、この分館活動、要するにモデル分館活動を受けられた館の数がどしこあるのか、よければ参考にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 正確な数字は、ちょっと把握しておりますので、あとで調べたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） あえてこのことを聞きましたのは、この分館活動をやはり推進していくことは、非常に地域づくりの中でも非常に大事な私はウエートを占めていると思います。そういった上で、こういったモデル分館活動の補助金がございますから、是非ひとつこういった事業を受けて、分館活動を積極的に推進していただくような働きかけを是非やっていただきたいと思うわけですね。それで、今町が進めております「人と地域が輝くまちづくり」ということで、そういうスローガンを掲げながらやっているわけがございますから、社会教育、公民館活動の分野でもこういった事業を積極的にうって、地域から盛り上がるそういった活動が展開されるような取り組みをお願いしたいと思います。そうじゃないと、どうしてもこういった希望がないということになりますと、大変さびしいかぎりでございます。是非とも地域公民館活動が、それぞれの地域で活発になるということが大きな地域づくりにも連動すると思いますので、まちづくりに連動すると思いますので、その点お伺いしたいと思います。

それから関連して、いい機会ですからお尋ねしますが、分館長さんたちの菊水地区は全員が専任分館長さんになっておられますが、三加和地区は専任は一人しかいませんね。あとは全部区長が兼務しております。そのへんもう少し踏み込んだ取り組みはできないのか、そして合同でも構

いませんが、分館長さん方の研修を是非うっていただきたいと、そうでないと分館活動が何なのかということがわからずに2年間終わってしまう分館長さんが非常に多いと、だからそのへんを含めて社会教育課のほうでいっちょ頑張っていただきたいものですが、どがんでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 今、小山議員から御指摘のあったように、菊水地区については、区長さんイコール分館長さんじゃなくて、別の専任の方がされておりますけれども、三加和地区においては、ほとんどが区長さんイコール分館長さんというような形で、1地区だけですね、昨年から分館長さんを専任ということで、進められております。これは、前質問にもあって、一般質問にもあって答弁していたとおりで、こちらからそれぞれの地区の事情等もございますので、こちらから別の方をとというのはなかなか難しい部分がありますけれども、そういった形でなるべくなら、専任の方ということで進めていきたいとは思っております。

それから、研修については毎年3回、4回ぐらいですかね、分館長、体育部長の合同会議を行っておりますので、その中でいろいろなテーマ等も設けたところで学習会等も今後検討していきたいと思っています。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 15ページですが、ふるさと応援寄附金についてです。

これ補正前は100万2,000円ということですが、補正では390万9,000円ということで4倍近くになってきているわけですが、この金額についてですが、何人の方が寄附をされたのかということと、金額的にいうと一番多い人で幾らぐらい、少ない人で幾らぐらい、そういったところをちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 今年度、今現在で10件の方、10名の方から391万円真摯に寄附をいただいております。その中で一番大きい人はというようなお話ですけれども、100万の方が3名おられます。5万円の方が、最低というと御無礼ですけれども、一番少ない額で3名おられます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この本町出身者でしょうかね、それと遠方に行ってる方、県外の人なんでしょうかね。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 県内の方もおられますけれども、横浜とか東京の方もおられまして、基本的には和水町出身者と思っております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第38号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第36、議案第38号「平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第38号、平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案の理由を説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,953万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,643万1,000円とするものでございます。

まず最初に、7ページの歳入から申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 目の一般被保険者国民健康保険税といたしまして、1,475万3,000円の増額、2 目の退職被保険者国民健康保険税として、121万7,000円の増額、合わせまして1,597万円を増額計上しております。税収の主な要因といたしまして、被保険者の所得額に応じて算定されますけど、昨年度と比較しますと被保険者が141名増加しております。それに伴いまして、所得額が前年度と比較しますと、1 億7,000万円ほど増額したことが主な要因でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 目の療養給付費等負担金、2 目の高額医療費共同事業負担金、3 目の特定健康診査等負担金、決算見込額合わせまして3,600万9,000円を減額しております。同じく、3 款の国庫支出金、1 目の財政調整交付金として256万2,000円、すみません。2,562万3,000円増額計上しております。この中で2 節の特別調整交付金の病院分、4,177万円増額しております。これは、交付決定通知に基づきまして増額計上しております。

次に、9ページをお願いいたします。

4 款療養給付費等交付金、1 目の療養給付等交付金の現年度分2,669万6,000円の増額、退職被保険者にかかわります療養給付費等の交付金でありまして、増額計上しております。

6 款の県支出金、1 目の高額医療費共同事業負担金、3 目の特定健康診査等負担金、合わせま

して120万1,000円減額しております。

次に、7款共同事業交付金、1目の高額医療費共同事業交付金、2目の保険財政共同安定化事業交付金、これは交付決定通知に基づきまして、合わせまして922万1,000円減額しております。

次に、10ページをお願いいたします。

9款繰入金、1目の一般会計繰入金、1,403万6,000円減額計上しております。同じく9款繰入金、1目の基金繰入金として、8,091万2,000円取り崩しておりませんでしたので、全額減額しております。

続きまして、11ページ歳出を説明いたします。

2款保険給付費、1目の一般被保険者療養給付費、当初予算を多めに組んでおりましたので、3,393万7,000円を減額しております。

次に、12ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等、1目の後期高齢者支援金、交付決定通知に基づきまして、2,858万2,000円減額しております。

次に、7款共同事業拠出金、1目の高額医療費拠出金392万7,000円の減額、2目の保険財政共同安定化事業拠出金2,222万、すみません。2,225万円の減額、交付決定通知に基づきまして減額しております。

次に、13ページをお願いいたします。

11款諸支出金、2目の直営診療施設勘定繰出金、4,177万円、全額調整交付金の対象事業でありまして、病院事業会計に繰り出す予算を計上しております。

以上、主なものを説明しましたが、2月28日に国保運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添えまして提案理由の説明といたします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） ただいま申し上げました9ページの下から2段の欄になりますけれども、7款共同事業交付金、2目の保険財政共同安定化事業交付金、922万1,000円を減額と申しましたけれども、増額のほうであります。以上です。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 10ページですが、繰入金ですね、基金繰入金の財政調整基金繰入金8,091万2,000円ということで減額ということですが、これは当初予算のときに医療費あたりが上がってきているので、しかし、国保税を引き上げる前に基金を取り崩してというような説明もあったかと思うんですが、そういう面では今回この基金の繰入金には手をつけないでできたと、できてきているというふうに感じるわけですが、その点では医療、インフルエンザとか今年はやったわけですがけれども、そういった面での医療費が下がったのか、先ほど被保険者数が増えたりとか、所得が増加したという点も説明がありましたけれども、これとの関係も含めてこういった繰

入金を取り崩さなくてもいいというふうになったのでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 笹渕議員の質疑にお答えします。

財政調整基金繰入金8,091万2,000円全額減額しておりますけれども、ただいま現在の基金が2億700万円ほどございまして、24年度も繰越金のほうで賄えるかなと思っております。それで基金のほうは全額減額しております。

それから、今年度24年度の医療費ですけれども、今年もインフルエンザのほうが多く発生しておりますけれども、この療養費の減額というのが、皆さんが病院にかからなかったことかなと考えております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑あります。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第39号 平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第37、議案第39号「平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第39号、平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ7,015万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ15億4,116万6,000円とするものでございます。平成24年度から第5期になりましたが、今までは、保険料改定時の初年度は給付費の伸びが5から10%を示しておりましたが、今回は国の施策が施設より在宅へというようなおもむきの中で、施設利用分が減額になり、在宅サービス分がちょっと多くなったということで、今回の減額をお願いをしている部分でございます。まず、歳出のほうから御説明を申し上げたいと思いますので、7ページのほうをお願いします。

総務費の一般管理の減は、昨年4月の人事異動によります減でございます。それと、委託料のシステム改修委託料の増でございますが、これは介護保険総合データベースが本年25年4月より、

運用されるために改修をするものでございます。

次に主治医意見書料については、80万円を減額しておりますが、この部分は主治医意見書の部分が少なかったということで、減額をしております。実績部分で計上しております。

次に、2款介護給付費、介護サービス等諸費の1目居宅介護サービス給付費について説明申し上げます。負担金で1,450万円の減額をしております。

内訳といたしましては、要介護者に対してヘルパーを派遣する訪問介護が500万円、それと移動入浴車等で入浴介護を行う訪問入浴介護が150万円、車いすや歩行器と貸与を福祉用具貸与が200万円増額をしまして、看護師が自宅を訪問する訪問看護100万円、デイサービスの通所介護が1,500万円、介護老人保健施設や医療施設で行うデイケアの通所リハビリテーションが250万円、ショートステイを利用される短期入所生活介護450万円、それぞれ減額をお願いしている部分です。

次に、施設介護サービス給付費について御説明を申し上げます。

負担金補助及び交付金で5,400万円の減をお願いしております。

内訳としましては、特老に入所されてる介護老人福祉施設が1,700万円、老健を利用される介護老人保健施設が3,500万円、療養病床の介護療養型医療施設が200万円それぞれ減額をお願いして部分でございます。

次に、8目の居宅介護住宅改修費でございますが、100万円減額をお願いしております。この部分は、自宅に手すりの取付けや、段差の解消等を行う際に20万円を上限に9割を支給するものでございまして、これだけ少なかったということで100万円の減額をお願いしております。

次に、9目の居宅介護サービス計画給付費200万円の減をお願いしております。この部分は、要介護者のサービス計画作成費に係る費用でございます。少なかったということで減額をさせていただきます。

次に、2款介護給付費、2項介護予防サービス等諸費、1介護予防サービス給付費の住居負担金の550万円増でございますが、内訳といたしまして要支援者に対してヘルパーを派遣する介護予防、訪問介護が50万円、デイサービスの介護予防通所介護は350万円、老人保健施設や医療施設で行うデイケアの介護予防通所リハビリテーションが100万円、理学療法士が自宅を訪問する介護予防訪問リハビリテーションが50万円それぞれ増額をしております。

次に、介護給付費、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、その負担金補助及び交付金で150万円減額しておりますが、これは内容といたしましては、有料老人ホームに入居される方にかかる費用でございます。それを減額しているところでございます。

次に、地域支援事業の介護予防事業費の2の一次予防事業費で委託料を150万円減額しております。

内容としましては、社協に委託していますアクティビティ認知症介護予防教室委託料でございます。

次に、前に戻っていただきまして、歳入のほうを御説明申し上げますと思います。

5ページをお願いします。

保険料の介護保険料の1号被保険者保険料の部分でございますが、本年度の収入見込み、全体では184万円ですが、各項目ごとでは特徴部分が273万7,000円、普通徴収分の保険料を54万8,000円増額、滞納繰越分普通徴収保険料を34万9,000円お願いしております。滞納繰越分については、現在町のほうで滞納繰越を徴集した部分を掲げております。

続きまして、3国庫支出金、1国庫負担金の1介護給付費負担金5,871万7,000円を減額させていただいております。お願いしております。これは国の介護給付費負担金の予算額を申請各市町村申請額がオーバーしたために県内の市町村に対して減額調整があったために、収入見込額に合わせた部分で減額をしております。当初20%で計画しておりましたけれども、大体17%に削られたというところで減額をしております。

次に、国庫支出金の国庫補助金、1調整交付金541万2,000円減額をお願いしております。これは本年度の収入見込額に基づくものでございます。

次に、支払交付金の1目介護給付費交付金ですが、3,380万6,000円減額をお願いしております。これも今年度の収入見込額に基づき、減額をお願いしております。

次の地域支援事業費交付金の現年度地域支援事業交付金56万8,000円減につきましても、収入見込額につき減額をさせていただいております。

次のページを開けていただきまして、県支出金、県負担金の介護給付費県負担金3,952万3,000円増額をしております。これは、先ほど国支出金のほうで申し上げましたが、国のほうは資金がないということで、今年度は各市町の申請額よりも3%ほど減額して支払いをしておりますけれども、県のほうは、町、市町村の請求どおりに支払うということでのことになりましたので、その部分を増額しております。

次に、繰入金、その他一般会計繰入金、1のその他一般会計繰入金115万3,000円を減額させていただいております。これは事務費繰入金です。

最後に、8繰越金、1繰越金、1繰越金を818万3,000円減額しております。これは予算の調整のために減額している部分でございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 7ページですが、先ほど説明がありました居宅介護サービス給付費ですね、それから施設介護サービス給付費ですが、この中に通所介護1,500万の減額、それから1,000万単位で言いますと、介護老人福祉施設1,700万減額、介護老人保健施設3,500万の減額ということになっていますが、1,000万単位ですので非常に多いとは思いますが、これは多めに見積もっていたということで、これだけの減額になっているのか、逆にその利用が少なかったからこういうふうな減額になっているのか、今年度の利用の特徴について、そういったことについてお聞きをします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今の笹渕議員の御質問にお答えいたします。

今の御質問は、いずれ1,000万円以上の部分でこれだけ減額になっている部分は、当初大幅に見積もっていたのか。それとも利用者が少なかったのかというような質問だと思いますが、当初先ほど説明申し上げましたように、24年度から保険料の改定を行っております。保険料の改定を行うときには、今まで第1期、第2期、第3期、第4期としておりますが、初年度は大体5から10%の伸びを介護給付費については示していたというようなことで、今回第5期につきましても昨年よりも、23年よりも5から10%伸びるだろうというふうな予想で、当初上げておりましたが、実質上先ほど申し上げましたように、国が施設から在宅という部分を打ち出したために、先ほど特に顕著であります施設介護サービス費のほうが大幅に減額になってきたというようなところでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） そういうことであれば、介護保険料が改定されて、先ほど町長の所信表明でも県内でも5番目に介護保険料が高いという話があったと思いますが、そういう面ではちょっと上げすぎたという面もあるんでしょうかね。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 先ほどから申しますように、施設から在宅という部分はこちらのほうで見えていない部分でしたので、その部分が大幅に占めている部分があると思います。

あと、なぜかというのは非常に保険料の見積もりの部分の中では、今までの積算等を十分に勘案しながらやっておりましたので、そのへんについては高かったと言われればそうかもしれませんが、まだ今年初めですので、来年度、再来年この3年間を過ぎた段階で、本当に高かったのかどうかという部分はわかってくるのかなと、今のところ先ほどから申しますように、24年度からの第5期の保険料につきましては、今までどおりのやり方で進めておりましたので、国の方策が変わってきた部分について、若干少なくなってくる介護給付費が少なくなってくる部分はあるのではないかなというふうに考えております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 参考のためにまずはお尋ねします。7ページの訪問介護、訪問入浴介護ありますが、ここでは私は入浴介護について150万の予算が組まれておりますが、現在何人ぐらい入浴のほうで、入浴介護ですたいね、何戸ぐらい巡回されておるのか、そこらへんをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今のは、訪問。
（「入浴、入浴」と呼ぶものあり）

○健康福祉課長（堤 一徳君） 入浴介護ですよ、訪問入浴介護は当初月 6 件でしたが、実績は月 7 件という部分であります。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私の近所の家の方が、今寝たきりで入浴介護の車がくるわけで、1 週間に 2 回ぐらいきております。大変喜んでおられます。そういうことで何軒ぐらい参考のためにあるのかということをお尋ねをしました。相当多くの件数があるならば、町のほうでも入浴介護の車はなかですか、件数が多ければですね、検討してもらうならという意味での質問でございます。もしよければですよ、入浴介護のバスを購入してもらって、そしてサービスに努めていただくなれば大変福祉のまちとして私は喜ばれるという思いで言ったわけでございます。財政調整基金も今年度は 2 億円積んでありますので、1,000 万ぐらいあれば車の買えると思います。それは 10 年ぐらいもちますので、そこらへんもひとつ福祉のまちということで、そういう町民サービスについてのバスの購入あたりも町長ひとつ前向きに考えていただきたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） はい、しっかり前向きに検討をしてみたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 39 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。しばらく休憩いたします。3 時 40 分より会議を開きます。

休憩 午後 3 時 28 分

再開 午後 3 時 41 分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（多賀勝丸君） 先ほどの質問の中で答弁漏れがございましたので、答弁をお願いいたします。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 先ほど答弁漏れがありました笹渕議員からの質問の児童手当の実績人数、これにつきましては累計での延べ人数が1万2,704名、うち子ども手当の部分が2,207名です。

もう一人、蒲池議員の子宮頸がん予防ワクチン対象者及び接種者ということでしたが、今年度新規の方が40名、うち30名は接種を1回目及び2回目等を受けていらっしゃる。それと前年度からの継続の方が40名のうちに10名しか受けていらっしゃらないというようなことだそうです。うちのほうは中学1年生から高校2年生までを対象としておりますので、その間で受けていただくようにいろいろとこちらのほうでもお願いをしているようですが、現状は今のようことだそうです。以上でございます。

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 先ほどの小山議員の質問に対して答弁漏れがございました。分館活動補助金ですけれども、過去3年間とも、それぞれ各1地区ずつということでした。以上です。

日程第38 議案第40号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第38、議案第40号「平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 議案第40号、平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を求めます。

歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ853万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,442万7,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。

歳入について、説明いたします。歳入の補正は、歳入決算見込額の調整による補正になります。

1款サービス収入の介護給付費でございますが、1目施設介護サービス費収入を1,286万9,000円減額補正いたしまして、3億2,740万3,000円としております。これは、昨年4月の介護報酬改定に伴いまして、当施設の特養施設でございますけれども、これは一応報酬単価の引下げということになりまして、大きな減収減となりました。それから、併せまして入所者の入院による長期化ということで、これが要因になっているかと思っております。それから、2目の居宅介護サービス費収入を62万5,000円減額補正いたしまして、4,585万5,000円としております。これは利用者の減少による補正でありまして、これの内訳としましては、短期入所生活介護、これはショートステイでございますけれども、この分の362万5,000円の減額でございます。併せまして利用者の減少による減収ということでございます。

それから、通所介護費の収入でございますけれども、これは一応300万の増収をいたしており

ます。当初これは去年も利用者が減っておりましてので、続けて減るかなと心配しておりましたが、今年は利用者の増加ということで、300万円の増収ということにしております。

それから同じくサービス収入の2項の自己負担金99万9,000円を増額補正いたしまして、6,838万円としております。これは施設介護自己負担金の増額によるものでございます。内訳としましては、1目の施設介護自己負担金収入を81万6,000円増額補正いたしまして、5,961万7,000円としております。これは施設介護自己負担の増額によるものでございます。2目の居宅介護負担金収入を18万3,000円増額補正しまして、876万3,000円としております。これは短期入所生活介護一部負担金、これはショートステイでございますけれども、この分の50万の減額と通所介護自己負担金の68万3,000円の増額によるものでございます。

それから、短期入所生活の当初が432万円で行ってございましたけれども、これを50万減額いたしまして、減収ということになっております。それから通所介護でございますけれども、これは利用者の増加ということで増額の補正ということでございます。

次に2款の分担金及び負担金のことでございますけれども、これにつきましても2目の短期入所生活支援事業負担金を5万円減額いたしまして、145万4,000円としております。これも利用者の減によるものでございます。

それから、次の3款の使用料及び手数料でございますけれども、1目の給食サービス使用料を25万円減額補正しまして、83万円といたしております。これも利用者数の減少ということでございます。それから、次に3目の短期入所特別使用料7万円減額補正いたしました。これも同様に利用者の減によるものでございます。

次のページの6ページをお願いします。

5款の財産収入でございますが、1項財産運用費の1目利子及び配当金8万2,000円を減額しております。これは預け入れしてあります基金の利率が低くなったために8万2,000円減額補正をいたしました。

それから、次に7款の繰越金でございますけれども、これを1目の繰越金を404万8,000円に増額補正いたしまして、1,887万4,000円といたしております。

次に歳出について説明いたします。次のページの7ページをお願いいたします。

歳出の補正は、不用額、不足額の調整による補正です。

1款総務費の施設管理費でございますけれども、一般管理費を794万円を減額補正いたしまして、4億2,313万2,000円といたしております。内訳としましては、給料の24万3,000円の増額、それから職員手当の85万3,000円の減額、それから共済費の2万6,000円の増額につきましては、人件費の調整による補正でございます。それから賃金の100万円の減額、それから旅費の25万円の減額、それから需用費の105万円の減額、それから役務費の15万円の減額、それから委託料の62万2,000円の減額、使用料及び賃借料の245万2,000円の減額、それから工事請負費の105万円の減額、これは下水道設置費用でございます。それから備品購入費の60万の減額、それから負担金補助及び交付金の10万円の減額をいたしたところでございます。

それから8ページをお願いします。

積立金の8万2,000円の減額でございますが、これは先ほど申しましたように歳入の8万2,000円の減によるものでございまして、不用額でございます。不用額の調整による補正です。

それから、次に2款のサービス事業費の居宅介護サービス事業費、1目の居宅介護サービス費を29万6,000円減額補正いたしまして、3,718万2,000円としております。これも不用額の調整による補正でございます。内訳は、職員手当5万円の減額、それから需用費の光熱費でございますけれども、24万6,000円の減額、これにつきましては居宅介護サービス事業の人件費及び物件費の調整による補正でございます。

それから3款の支援事業費の生きがい支援事業でございますが、1目の生きがい支援事業費を30万3,000円減額補正いたしまして、311万3,000円といたしております。内訳は臨時職員の賃金の9万6,000円の減額、それから需用費の光熱費でございますけれども、20万7,000円の減額でございます。これは賃金の一応これは物件費の不用額の調整というものでございます。以上が歳出の補正となります。

以上で、議案第45号、平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。先ほど健康福祉課長のほうから施設から在宅へというお話がございましたので、若干質問させていただきます。施設介護サービスが大きく減額1,280万程度、町のほうの関係が介護老人保健施設が1,700万ほど下がっております。また、ついでに言いますと、介護老人保健施設が3,500万ほど下がってる状況なんです。その中で先ほど施設介護自己負担金の収入が81万ほど言われましたけど、これ多分介護処遇改善手当のために今は介護保険のほうは本人が負担義務がありますので、それから1万3,000円というのを金をつくらなくちゃいけないので、その関係で増えているのかなと思っておるんですけど、もし違ったら答弁をお願いします。

私たちは、大きな問題なんですけど、全国的にも公立というのは非常に少なくなりました。特に熊本県では非常に少なくなりました。全国的にもべらぼうに大きい定員110名という特別養護老人ホームでございます。国の方針としては、本当に今後経営がよくはならない。厳しくなるのは見えとるんですけど、ここらへんを抜本的にやって、やはり労働者、従業員各位を守る義務はあるわけですので、そこらへんの長期的に考えるんじゃなくて、もう結構早めに出さないとまずんじゃないかなという気がいたします。非常に目まぐるしく介護保険法が変わりますので、毎年毎年変わる部分があります。そこらへんを的確に今後どのようにされるのか、そこらへんも含めてお伺いをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 先ほどの杉本議員の件でございますけれども、一応処遇手当あたりも、これはもう今24年度からは介護報酬の中に処遇手当あたりも含まれるということでございまして、昨年から23年度と比較しますと、やっぱりやがて1割ほど平均しますと大体7%ぐらい、そのぐらいがやっぱり減っておるような状況でございます。

そのあとの職員の確保あたりも非常に大事なことでございますけれども、求人につきましては、ハローワークを年間通じてしておるところでございます。それから、議会の始めに冒頭町長もおっしゃいましたように、建て替えとかそういった話もあちこちから聞いております。それは、本当かどうかまだそれはわかりませんが、今後方向性として、今年度でも決めていくものではないかなと思っています。ただ、一応内部のほうでは、私のところ、それから企画のところ、それから福祉課のほうということで、一応話をしまして、今後あちこち情報収集をしながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 私もちよっと発言しにくんですが、障がい者支援の場合は支援費というか、処遇改善費は含むんですよ。介護保険の場合は本人負担、保護者負担が基準だと思います。それとひとつ、一般質問じゃないから長くは言わんですけど、結構基金でありますけど、やはり企画とか言われましたけど、できれば慎重審議をお願いしたいんですよ。これ以上税金をつぎ込んで本当にいいのか、この定員規模が、だから例えばいろんなパターン、公立でやったらこうなる、少し定員を削減したらこうなる、民間にやったらこうなる、民間にしたら1円も税金いらんけんですね、そこらへんいろんなパターンをやっているかないと、本当に町の介護保険だけじゃなくて、高齢化施策に対してちょっと変な案配になりやせんだろうかいうふうな、私は不安感を持っております。というのは、お隣の南関町さんは保育所が直りましたので、次は公立の特別養護老人ホームと養護老人ホームを今度から探されますよね。民間委託先を。あと山鹿市さんとか菊池さんあたりは、されましたよね。いろんなパターンを考えていかないと、ただこうって言うたらいけないと思うんですよ。いろんな人の考えを聞いて、動いてほしいというふうに思います。今ので別に、答弁は、難しいと思うんですけど、もしお考えがありましたらお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） この種のことにしましては、非常にいろいろと詳しい杉本議員さんでございまして、今いろいろと御心配のことですね、今後に向けての課題提言いただきました。全く私もそのとおりに思っているわけでございます。今回の補正においてもサービス収入の1,200万の減額、これが内容的にどうであったのか。

それと一方、また繰越金が440万の繰入れ増ということですから、言うならば実質的には差し引き、その850万という形でなりますけれども、実質的には1,800万というような内容は理解せなにかんわけでございますので、そういうことで非常に今回の特老運営に関しても厳しい補正だなというふうに受け止めております。よって、今日は冒頭申し上げましたように、今後病院も全適、

そうしたことに移行します。それと同時に特老も今後のあり方に関しては御心配のとおり早急に何らかの対応をしなければいけません、そういうふうには思っておりますので、こうしますあしますということを今この場では申し上げできませんが、せないかんというそういう気持ちは十分うけたまわってしっかり取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第40号について、原案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第41号 平成24年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第39、議案第41号「平成24年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 議案第41号です。平成24年度和水町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、1億840万1,000円としております。

はじめに歳出から御説明いたしますので、6ページお願いします。

今回の一般管理費の人件費で3万9,000円増額をしております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、5ページお願いします。

前年度繰越金で3万9,000円計上しております。歳出の一般管理費、給料それから手当を繰越金で対応するというところでございます。

以上で、議案第41号、下水道事業の提案理由説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第42号 平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第40、議案第42号「平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 続きまして、議案第42号です。平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ766万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ8,491万8,000円としております。

3ページをお願いいたします。3ページは地方債、これは下水道事業債でございますが、1,300万減額いたしまして、1,600万としております。では、歳入から御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

6ページは歳入でございますけど、はじめに1款分担金及び負担金の受益者分担金でございますが、当初30基設置予定で450万予算を計上していましたが、24年度は26基設置しております。4基減でございますので、当然ながら分担金が減額となりますので、今回補正により52万円減額をしております。

次に、同じく1款分担金及び負担金、増工経費負担金でございます。増工経費負担金と言いますのは、浄化槽の上部を駐車場に場合、追加工事の負担金で1カ所あたり約4万3,000円から4万5,000円ぐらいの負担金となります。当初の見込みで5基分の22万5,000円計上していましたが、24年度は4基の要望でありましたので、6万減額をしております。

それから続きまして、県の補助金で71万9,000円増額をしております。県の補助金は前年度事業費の6.5%以内となっております。当初見込みで139万予算を計上していましたが、今年度の補助金の交付決定額210万9,000円と確定をしておりますので、今回71万9,000円増額をしております。前年度事業費が約3,900万でございます。

それから、衛生費委託金で8万4,000円減額をしております。これは県からの権限移譲時の委託金で当初見込みで22万円予算を計上していましたが、委託金が13万6,000円ということで確定をしておりますので、今回8万4,000円減額をしております。

続きまして、繰越金でございますけど、前年度つまり23年度の繰越金が628万1,000円と確定をしております。今回528万1,000円の増額をしております。

歳入の最後、下水道事業債でございますけど、今年度設置数が当初予定より4基減でございます

す。当然ながら起債額も減額となります。入札等により事業費が減額となりましたので、今回1,300万減額をしております。

次、7ページをお願いいたします。次のページです。7ページは歳出の一般管理費です。

1 款の総務費、一般管理費の保守点検委託料で111万3,000円減額をしております。これは歳入でも申し上げましたように、浄化槽の設置数の減及び個人設置型から町管理への加入が当初計画より少なかったということで減額をしております。24年度個人設置から町管理への加入は約10件ほどあっております。

それから最後になりますけど、工事請負で655万1,000円減額をしております。浄化槽の設置の減により当然ながら減額をしております。

以上で、議案第42号、特定地域生活排水処理事業補正予算について提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第41 議案第43号 平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第41、議案第43号「平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第43号、平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,697万6,000円とするものでございます。

まず5ページの歳入のほうから説明いたします。

4 款繰入金、1 目の事務費繰入金67万5,000円の減額、それから2 目の保険基盤安定繰入金109万5,000円減額しております。当初予算に広域連合からの見込額を計上しておりましたが、決算見込みによるものでございます。

次に6ページの歳出について、説明いたします。

1款総務費、1目の一般管理費の67万5,000円減額しております。職員の人件費を減額するものでございます。

次に2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目の後期高齢者医療広域連合納付金、19節の負担金の基盤安定負担金109万5,000円の減額、県が4分の3、町が4分の1負担、これも決算見込みによるものでございます。以上で簡単ですが、提案理由といたします。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第42 議案第44号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第42、議案第44号「平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 議案第44号、平成24年度町立病院事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず第1ページをお願いいたします。第2条収益的収入及び支出の補正でございますが、収益的収入の病院事業収益につきまして1,066万8,000円を増額しておりまして、総額9億3,735万9,000円といたしております。内訳を申し上げますと、第1項医業収益で8,875万7,000円の減額、第2項医業外収益で9,894万円の増額、第3項健康管理センター収益で48万5,000円の増額としております。

次に、収益的支出でございますが、716万9,000円を増額いたしまして、総額9億3,386万円といたしております。内訳を申し上げますと、第1項の医業費用において547万円の減、第2項医業外費用で999万円の増、第3項健康管理センター費用で11万8,000円の減、第4項居宅介護支援事業費用で69万2,000円の増、訪問看護事業費用で4万8,000円の増、第6項特別損失で202万7,000円の増といたしております。

次に第3条資本的収入及び支出の補正でございますが、収入を987万8,000円減額し、1億360

万1,000円としております。内訳は第1項出資金で12万2,000円の増、第3項企業債で1,000万円の減としております。

次に、第4条予算第7条で定めた経費の職員給与費でございますが、674万2,000円を減額し、5億9,491万円としたものでございます。

では、2ページを開いていただきたいと思います。収入について、補正予算実施計画に基づきまして、主なものを説明申し上げます。はじめに款項1の医業収益の町負担金でございますが、9,004万9,000円減額しております。また、款項2の医業外収益の一般会計負担金で9,254万8,000円増額しております。この増減につきましては、町からの負担金でございますが、一般会計からの繰入金でございます。繰入金につきましては、医業収益及び営業外収益、それと資本的収入の一般会計出資金の3目に繰り入れられるわけでございますが、繰入れに関します調書の額で調べますと、今ここで補正しております増減しておりますけれども、この補正額が繰り入れた繰入れ調書に基づいた額となりますので、それに基づきまして、予算の増減補正を行ったものでございます。

平成24年度の繰入金の総額といたしましては、2億1,680万2,000円となっております。内訳は医業収益に7,266万7,000円、医業外収益に1億54万4,000円、資本的収入の一般会計出資金として4,359万1,000円というふうになっております。

次に3ページ、4ページごらんいただきたいと思います。

収益的支出の実施計画に基づきまして、款項1医業費用の給与費につきまして、職員の福利厚生内容の変更及び定期昇給等によります人件費の補正を行っております。また5ページですけれども、5ページの23細節、医師退職手当組合特別負担金といたしまして、全適移行に伴います病院長の退職手当の補正を637万2,000円の補正としてお願いしております。

次に、款項2医業外費用の雑損失を999万円の増額の補正をお願いしております。これは、実際の支出は伴わないものでございますけれども、企業会計におきまして消費税処理を行う際に年度末に仮払消費税、借受消費税というような処理を行うことになります。このために消費税の会計処理を行いますために必要となる予算でございます。これまで当初1万円の予算としておりましたけれども、年度末におきまして平成22年度約1,000万、それから23年度800万程度の支出をする必要がございましたので、ここで総額を1,000万ということで999万円の補正をお願いしているというものでございます。

次に6ページですけれども、それぞれ健康管理センター費用、居宅介護支援事業費用、訪問看護事業費用として職員の福利厚生内容の変更及び定期昇給によります人件費の補正をお願いしております。

次に7ページの款項6の特別損失、過年度損益修正損でございますけれども、202万7,000円の増額補正をお願いしております。これにつきましては、23年度におきまして資産処分において予算措置を行ってはございましたけれども、この執行がなされておらず、一応24年度に過年度損益修正損ということで、処理したいというふうに思いますので、ここで増額補正をお願いしているものでございます。

次に8ページの資本的収入ですけれども、企業債を1,000万円減額しております。これは今年度オーダーリングシステムの導入を行っておりますけれども、この導入が予算よりも安価に導入することができたために減額を行うものでございます。

また支出におきましても、不用額を減額しているということでございます。

以上で、議案第44号、病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 5ページの全適による院長先生の退職金が637万2,000円でしたかね、これ何年勤められてこの金額になるかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 公立病院での継続という形になるわけですがけれども、町立病院にこられる前の勤務先は市民病院でした。その前は済生会病院ということで、熊本市市民病院からの継続ということになるわけですがけれども、市民病院が4年と町立病院が今年度までで2年ということになって6年ということになります。これが希望退職ということになりますと、これだけの額にはならないわけですがけれども、特別職としての勧奨退職扱いということになりまして、今回637万2,000円の補正をお願いしているということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） ちょっと今、市民病院の4年分がなんで町から払わなんとか、もう一度説明していただいてよろしいでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） これは同じ公立病院での勤務継続という形になりまして、先生方の異動というのは、公立病院をずっと異動していった場合には、それが継続されるということの決まりがございまして、そこでの共済金の掛金とか、こっちに異動されたあとの掛金とか、それで不足する分が出た場合には、今回の場合特別職というふうなことで勧奨による退職扱いになるということでこういった額になるということです。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） ということは、共済組合かなんかからその差額分は出るということですかね、2年分と4年分ということで。

○議長（多賀勝丸君）

病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 基本的には、共済組合のほうから出るわけですがけれども。

（「退職手当組合」と呼ぶものあり）

○町立病院事務長（池田宝生君） 退職手当組合から出るわけですがけれども、それに対しての不足分ですね。それをこちらで補うということになると思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第43 議案第45号 指定管理者の指定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第43、議案第45号「指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第45号、指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため、この議案を提出する理由でございます。

内容について説明いたします。管理を行わせる公の施設の名称、和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館となります。指定管理者となる団体、住所、和水町大田黒768番地1、団体名、株式会社肥後元気村、代表者、代表取締役笹渕望です。指定の期間、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで2年間となります。2月22日に開催しました和水町公の施設の指定管理候補者の選定審議会において、和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条第1項第5号の規定により、三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館の指定管理者を株式会社肥後元気村と選定いたしました。肥後元気村を指定管理者と選定しました理由とし、その選定審議会の中での理由とし、交流センター緑彩館の経営状況としては、施設の老朽化や近隣に新しい施設ができるなどにより、経営の悪化は続いておりますが、しかし、本年4月以降も地域振興のために営業は続けていかなければならないため、肥後元気村の経営方針として、社員の意識改革や組織の改革及び部門ごとの事業計画並びに収支計画において、具体的な改善策、経営方針が示されており、事業計画を遵守することで集客の増加、収支計画において増益が期待できることから選定をしております。

また、指定期間の設定の理由としまして、平成25年度における施設改修等の影響に配慮するとともに、職員の雇用不安を和らげ、モチベーションを向上させることや、一定の長期の契約により事業計画の効果的なものとするため、年間の契約とすることが妥当だと判断いたしております。

以上、簡単ですが、議案第43号、指定管理者の指定について提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） すみません、今最後のほうで議案第43号と申ししたのは、議案第45号、指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。ということです。訂正します。

日程第44 議案第46号 町道の路線認定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第44、議案第46号「町道の路線認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 議案第46号です。町道の路線認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要でありますので、今回提案をしております。

次のページをお願いいたします。

今回、2路線を提案しております。はじめに整理番号158番、これは路線番号にもなります。路線名が鶯原公民館線、起点が瀬川字鶯原3313-1地先で、終点は字鶯原3314の地先となり、道路延長は30m、幅員は6mから6m40でございます。

次に、整理番号748番、路線名が馬場田線、起点が和仁字馬場田559-4地先で、終点は字馬場田541の地先となり、道路延長は485mで幅員は4mから6mでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

はじめに鶯原公民館線でございます。起点は町道の江光寺瀬川線でございます。平成23年度に防火水槽を鶯原公民館のすぐ近くに新設をしております。町道から防火水槽まで30mの進入路につきましては、民有地でございますが、地主の方の許可を得まして、防火水槽の工事の際に碎石を敷きならして進入路としております。それと、この進入路につきまして、地目は宅地でございますけど、地主の方が町に寄附したいという申し出がありました。町有地という方法もありますけど、町道に認定をし、管理者を明確にしたほうがいいのではと思いましたので、今回提案をしております。

町道に認定をしますと、町道の面積が増になりますので、交付税の対象にはなりません。鶯原公民館線につきましては、以上でございます。

続きまして、馬場田線、起点は県道と仁山鹿線、終点は町道の小田線とを結ぶ現在は農道でございます。この道路は平成2年春富地区県営補助整備事業により整備され、現在は農道機能を果たすとともに、地域住民の重要な生活道路として利用されていますが、終点側の勾配が急勾配の

ため、これまで数回崩落もあり危険な状況でもあります。管理面からも町道認定すれば迅速に対応が可能です。ただし、この箇所は国指定の文化財、田中城跡地域でもありますので、いざ整備となれば町社会教育課、県、文化庁との協議が必要となりますが、安全・安心な道路交通確保の推進のためにも町道認定が必要であるかと思います。

以上で、議案第46号、町道の路線認定につきまして、提案理由の説明を終わります。

日程第45 陳情等の常任委員会付託について

○議長（多賀勝丸君） 日程第45「陳情等の常任委員会付託について」、本日までに受理した陳情等は、お手元にお配りしております、陳情等文書受付一覧表のとおりです。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。11日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。御起立願います。お疲れでございました。

散会 午後4時31分